

強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正 平成18年 3月31日 17生産第8569号

改正 平成19年 3月30日 18生産第9316号

改正 平成20年 4月 1日 19生産第9995号

最終改正 平成20年10月16日 20生産第3974号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。

第1 推進事業

推進事業（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

ただし、要綱第8の5に基づき評価結果を反映する場合にあっては、第3の2により算定された額を各都道府県への配分額とする。

1 都道府県計画の目標に応じた配分

推進事業予算額又は各都道府県が策定した都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）のうち推進事業に係る要望額（以下の2及び3において「要望額」という。）の合計額のいずれか低い額（以下の2において「配分基礎額」という。）の3割に相当する額を都道府県計画に定められた目標に応じて、別表1の配分の考え方に基づき各都道府県が獲得したポイントの合計値の全国に占める割合に基づき配分する。

2 都道府県計画の要望額に応じた配分

配分基礎額の7割に相当する額を各都道府県の要望額の全国に占める割合に基づき配分する。

3 1及び2により配分した結果、配分額が要望額を上回る都道府県がある場合には、当該都道府県の配分額と要望額の差額の合計額を、それ以外の都道府県に2に準じて再配分するものとする。

4 経営力の強化のうち新規就農者の育成・確保に係る再チャレンジ優先枠（以下、「再チャレンジ優先枠」という。）対象取組に対する配分

再チャレンジ優先枠については、その予算額の範囲内で、事業実施主体が策定する事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表3に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。ただし、その最終の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、配分の対象としないものとする。

第2 整備事業

整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

整備事業予算額から2に要する額を減じた額の範囲内で、要綱附則の5の規定に基づく事業の実施に要する要望額、平成16年度以前に国庫補助金を受けて着工された事業であって事業実施期間が平成17年度以降に及ぶものに要する要望額及び要綱別表のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

また、要綱別表の のメニューの欄の経営構造対策の沖縄県については、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。)別記の の第1の2の(1)のイの(ウ)に規定する地区数に達するまでの要望額を配分する。

2 優先枠の対象取組に対する配分

(1) 整備事業の予算における優先枠及びこの対象となる取組は、次のとおりとする。

ア 地産地消促進特別枠

産地競争力の強化のうち地産地消の取組

イ 輸出対策特別枠

産地競争力の強化のうち農畜産物販路拡大の取組(達成すべき成果目標を2つ選択した場合にあっては、他の作物等に係る目標を選択した場合を含む。)

ウ 再チャレンジ優先枠

経営力の強化のうち新規就農の促進(道府県農業大学校等が実施する再チャレンジ活用促進)

エ 国産原材料供給円滑化対策特別枠

産地競争力の強化のうち、国産原材料供給円滑化対策の取組

オ 原油高騰対策

産地競争力の強化のうち、原油高騰対策の取組

(2) 優先枠の対象取組に対する配分

(1) のエ、オの優先枠の予算額の範囲内で、事業実施計画を別表 5 に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

3 都道府県計画の事業実施主体等ごとの成果目標等に応じた配分

(1) 整備事業予算額から 1 及び 2 に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施主体等ごとの事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表 2 に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

(2) (1) により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、当該事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分するものとする。

第 3 評価結果の配分額への反映

推進事業に係る交付金の配分における要綱第 8 の 5 に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

1 評価結果の反映は、要綱第 8 の 5 に基づき取りまとめた推進事業の評価結果における都道府県別の成果目標の達成度（当該達成度が 2 以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

2 評価結果を反映した配分額は、第 1 により算定された各都道府県への配分額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

達 成 度	乗 率
80% 以上	100.0%
60% 以上 80% 未満	97.5%
40% 以上 60% 未満	95.0%
20% 以上 40% 未満	92.5%
20% 未満	90.0%

- 3 2 による交付金の配分後に当該配分額と予算額に差額が生じた場合であって、当該差額について達成度が80%未満の都道府県に配分額の追加をしようとする場合にあっては、既に事業を実施している地区に係る増額に相当する配分は行わないこととし、新たに事業の実施を予定している地区に係る配分については、2の規定を準用するものとする。

第4 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

別表 1

政策目的	政策目標	配分の考え方																
経営力の強化	担い手の育成・確保	地域の実態に応じた認定農業者の育成・確保に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。 1 地域の実態に応じたポイント 都道府県の直近の主業農家に対する認定農業者の割合に応じたポイントの設定 【算式】 $\frac{\text{認定農業者数}}{\text{主業農家数}} \times 100 = \text{〇〇} \% \text{（主業農家に対する認定農業者の割合）}$ 【ポイント表】 <table><tr><th>主業農家に対する認定農業者の割合</th><th>ポイント</th></tr><tr><td>80 %以上</td><td>5</td></tr><tr><td>60 %以上 80 %未満</td><td>4</td></tr><tr><td>40 %以上 60 %未満</td><td>3</td></tr><tr><td>20 %以上 40 %未満</td><td>2</td></tr><tr><td>20 %未満</td><td>1</td></tr></table> 2 都道府県が設定する成果目標に応じたポイント 都道府県の単年度の認定農業者数の増加目標に応じたポイントの設定 【算式】 $\frac{\text{認定農業者の育成目標数}}{\text{主業農家数} - \text{認定農業者数}} \times 100 = \text{〇〇} \% \text{（育成目標率）}$ 【ポイント表】 <table><tr><th>都道府県の認定農業者の育成目標</th><th>ポイント</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント	80 %以上	5	60 %以上 80 %未満	4	40 %以上 60 %未満	3	20 %以上 40 %未満	2	20 %未満	1	都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント		
主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント																	
80 %以上	5																	
60 %以上 80 %未満	4																	
40 %以上 60 %未満	3																	
20 %以上 40 %未満	2																	
20 %未満	1																	
都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント																	

10%以上	5
7%以上10%未満	4
4%以上7%未満	3
1%以上4%未満	2
1%未満	1

担い手への農地利用集積の促進

認定農業者等への農地の利用集積に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。

1 地域の実態に応じたポイント

都道府県の直近の耕地面積（注1）に対する担い手（注2）への利用集積面積（注3）の割合（担い手への農地利用集積率）に応じたポイントの設定

【算定】

利用集積面積 / 耕地面積 × 100 = ○○%

担い手への農地利用集積率	ポイント
50%以上	5
40%以上50%未満	4
30%以上40%未満	3
20%以上30%未満	2
20%未満	1

2 設定する目標に応じたポイント

都道府県が設定する担い手への農地利用集積率の増加目標に応じたポイントの設定

担い手への農地利用集積率の増加目標	ポイント
3.5ポイント以上増加	5

2.5ポイント以上3.5ポイント未満増加	4
1.5ポイント以上2.5ポイント未満増加	3
0.5ポイント以上1.5ポイント未満増加	2
0.5ポイント未満増加	1

- (注) 1 耕地面積統計の数値を使用。
 2 担い手とは、認定農業者及び基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に到達している農業者(認定農業者を除く。)をいう。
 3 担い手の自己所有地、借入地、農作業受託地の面積(作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積)の合計。

新規就農者の育成・確保

新規就農者の育成に向けた各種取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。

- 1 地域の実態に応じたポイント
 都道府県の直近の販売農家数に対する新規就農者数の割合に応じたポイントの設定
 【算式】

$$\frac{\text{新規就農者数}}{\text{販売農家数}} \times 1000 = \text{〇〇}$$

都道府県の販売農家数に対する新規就農者数の割合	ポイント
4以上	5
3以上4未満	4
2以上3未満	3
1以上2未満	2

1 未満	1
------	---

- 2 設定する目標に応じたポイント
都道府県が設定する新規就農者の育成目標に応じたポイントの設定
【算式】

$$\frac{\text{新規就農者の育成目標数}}{\text{新規就農者数}} \times 100 = \text{〇〇}\%$$

都道府県の新規就農者の育成目標	ポイント
80%以上	5
70%以上80%未満	4
60%以上70%未満	3
50%以上60%未満	2
50%未満	1

別表 2

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき 成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進 同じ取組名の中から1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関連する施設・機械等の整備等は、2つの作物等を1つずつ選択。	【土地利用型作物（稲）】 【土地利用型作物（麦）】 【土地利用型作物（大豆）】	生産性向上	【土地利用型作物（稲）】（コストの削減に関する目標） ・10 a 当たり物財費を3%以上削減	・10 a 当たり物財費の削減について 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合（平成15年の農業産出額に対する平成18年の農業産出額の増加割合又は平成16年から平成18年までの農業産出額の増加割合の平均値のいずれか高い値をいう。以下同じ。）について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
			生産性向上	【土地利用型作物（稲）】（労働時間の削減に関する目標） ・10 a 当たり労働時間を10%以上削減	・10 a 当たり労働時間の削減について 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10 a 当たりについて 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・2ポイント 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権（育成者権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標権を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合（事業実施主体又はその構成員が構成員となっている農業協同組合、事業協同組合、農業協同組合連合会若しくは事業実施主体の構成員が構成員となっている農業協同組合が構成員となっている事業協同組合、事業協同組合連合会又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ）が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が「農林水産物・食品地域ブランド支援事業実施要綱」（平成20年4月1日付け19生産9549号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業（以下「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」という。）を実施する場合（当該事業に関連する産品について取組を進める場合に限る。以下同じ）・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

		ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
品質向上	【土地利用型作物（稲）】（品質分析に関する目標） - 品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果が以下のいずれか2項目を満たすこと - 食味値の3ポイント向上 - タンパク値（%）の0.1ポイント低下 - アミロース値（%）の0.1ポイント低下 - その他上記と同程度の品質向上	- 品質分析の結果について、食味値、タンパク値、アミロース値のいずれか1項目によりポイント付け - 食味値 10ポイント向上・・・・・・・・・・9ポイント 9ポイント向上・・・・・・・・・・7ポイント 7ポイント向上・・・・・・・・・・5ポイント 5ポイント向上・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント向上・・・・・・・・・・1ポイント - タンパク値 0.5ポイント低下・・・・・・・・・・9ポイント 0.4ポイント低下・・・・・・・・・・7ポイント 0.3ポイント低下・・・・・・・・・・5ポイント 0.2ポイント低下・・・・・・・・・・3ポイント 0.1ポイント低下・・・・・・・・・・1ポイント - アミロース値 0.5ポイント低下・・・・・・・・・・9ポイント 0.4ポイント低下・・・・・・・・・・7ポイント 0.3ポイント低下・・・・・・・・・・5ポイント 0.2ポイント低下・・・・・・・・・・3ポイント 0.1ポイント低下・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、食味値、タンパク値、アミロース値のいずれかによりポイントを加算 - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 - 現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について - 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・3ポイント - 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・2ポイント - 稲又は麦で70%以上・・・・・・・・・・1ポイント - 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 - 不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・3ポイント - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、食味値、タンパク値、アミロース値のいずれかに該当する場合はポイントを加算 - 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、食味値、タンパク値、アミロース値のいずれかに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物（稲）】（稲の需要に応じた生産量の確保に関する目標） - 中食・外食用等の実需者ニーズに応じた原料用等米の作付面積割合が10ポイント以上増加 - ただし、新たに取組む場合にあっては、地域全体に占める割合を5%以上確保するものとする。	- 事業実施地区における水稻の作付面積のうち、原料用等米が占める面積割合の増加について 30ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、食味値、タンパク値、アミロース値のいずれかによりポイントを加算 - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 - 現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について - 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・3ポイント - 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・2ポイント

			稲又は麦で70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【土地利用型作物（麦）】（コストの削減に関する目標） ・10 a 当たり物財費を3%以上削減	・10 a 当たり物財費の削減について 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
生産性向上	【土地利用型作物（麦）】（労働時間の削減に関する目標） ・10 a 当たり労働時間を3%以上削減	・10 a 当たり労働時間の削減について 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10 a 当たりについて 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・ 2 ポイント 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め	

			る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【土地利用型作物（麦）】（単収の増加に関する目標） ・単収を3%以上増加	・麦の単収の増加について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 103%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント	
品質向上	【土地利用型作物（麦）】（品質の向上に関する目標） 以下のいずれか1つを選択する。 契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5中3）の割合を上回る。	○契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（%）が、事業開始年の前年（前5中3）の割合（%）に対して ・Aランクの評価数量の割合が前年（前5中3）の割合以上の場合 20ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 15ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 10ポイント以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 5ポイント以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5ポイント未満増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算	

					・現状の A ランクの評価数量の割合 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント ・以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ○契約生産奨励金の C 及び D ランクの評価数量の割合（%）が事業開始年の前年（前 5 中 3 ）の割合（%）に対して ・ C 及び D ランクの評価数量の割合が前年（前 5 中 3 ）の割合未満の場合 20ポイント以上削減又は C 及び D の割合が 5 %未満・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 15ポイント以上削減・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 10ポイント以上削減・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 ポイント以上削減・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント未満削減・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の A ランクの評価数量の割合 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント ・以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・高品質栽培に取り組む面積の増加割合について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
					契約生産奨励金の C 及び D ランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前 5 中 3 ）の割合を下回る。
					高品質栽培に取り組む面積を 5 % 以上増加 ただし、作付面積全体に占める高

			品質栽培に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする。 「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合、高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	品質向上	【土地利用型作物（麦）】（新品種の作付面積の増加に関する目標） ・事業実施地区における麦の新品種（注）の作付面積を2%以上増加 ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。 (注)平成11年以降に育成された品種	・事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え に該当する場合はポイントを加算	

				本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【土地利用型作物(大豆)】(コストの削減に関する目標) ・10a当たり物財費を6%以上削減			・大豆の10a当たり物財費の削減について 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【土地利用型作物(大豆)】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を7%以上削減			・大豆の10a当たり労働時間の削減について 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a当たりについて 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・2ポイント 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

		事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【土地利用型作物(大豆)】(単収の増加に関する目標) ・単収を 2 % 以上増加	・大豆の単収の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の単収が当該都道府県の平均単収と比較して 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・大豆の安定多収生産「大豆300 A 技術」・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
品質向上	【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(品質向上)に関する目標) ・上位等級比率(1・2 等比率)が50 % 以上かつ事業開始年の前年(前 5 中 3)の割合より 5 ポイント以上向上。	・大豆の上位等級比率を50%以上とし、かつ、現状からの向上割合について 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の上位等級比率が全国平均値と比較して 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・大豆の安定多収生産「大豆300 A 技術」・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高

			いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標) ・契約栽培割合(面積割合)が40%以上かつ事業開始年の前年(前5中3)の割合より10ポイント以上向上。	・大豆の契約栽培比率について、事業開始年の前年(前5中3)の向上割合について(契約栽培比率が40%以上である場合に限る。) 30ポイント以上 9ポイント 25ポイント以上 7ポイント 20ポイント以上 5ポイント 15ポイント以上 3ポイント 10ポイント以上 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の契約栽培比率が全国平均値と比較して 15ポイント以上 3ポイント 10ポイント以上 2ポイント 5ポイント以上 1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」 3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント	
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標) ・国産大豆の契約栽培割合(数量割合)が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。	・事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上 9ポイント 25ポイント以上 7ポイント 20ポイント以上 5ポイント 15ポイント以上 3ポイント 10ポイント以上 1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上 9ポイント 25ポイント以上 7ポイント 20ポイント以上 5ポイント 15ポイント以上 3ポイント 10ポイント以上 1ポイント 或いは ・事業実施主体(加工施設の場所)が既に産地と行っている大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の割合が 80%以上 9ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算	

				・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去５年以上の契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が５年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が使用する大豆の等級のうち、過去３年間に１等、２等の平均使用割合が以下の場合には、ポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が契約栽培の際に、契約条件として数量以外に、60kg当たりの価格が契約内容に含まれる場合には、以下のポイントを加算 契約内容に価格が含まれる場合・・・・・・・・・・ 3ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合にはポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保	【土地利用型作物（大豆）】（大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標） ・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。		・事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 又は、 ・新たにに取り組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 或いは ・事業実施主体（加工施設の場所）が既に国産大豆を使用している場合、その使用量の割合について、事業開始年の前年の割合が 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント - 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算 ・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去５年以上国産大豆を使用している場合、国産大豆の使用量の増加割合が５年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の過去３年間の販売量の増加割合が、３年前と比較して以下の場合には、ポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の製造コストが、事業開始年の前年と 比較して以下のように削減される見込みの場合には、ポイントを加算 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント - 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事

				業計画につき 1 回の加算とする。 ・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
【土地利用型作物（主要農作物種子）】	生産性向上	【土地利用型作物（主要農作物種子）】（主要農作物種子の生産性向上に関する目標） ・主要農作物種子の生産に要する労働時間を15%以上削減		・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する労働時間の削減割合について 33%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算 ・生産性向上（主要農作物種子の物財費の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該県平均値を上回る比率が、 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は 3 ポイントとする。 ・需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【土地利用型作物（主要農作物種子）】（主要農作物種子の生産性向上に関する目標） ・主要農作物種子の生産に要する物財費を 3 %以上削減		・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する生産コストの削減割合について 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算 ・生産性向上（主要農作物種子の労働時間の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、

					19%以上・・・3ポイント 17%以上・・・2ポイント 15%以上・・・1ポイント ・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該県平均値を上回る比率が、 10%以上・・・3ポイント 7.5%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
	品質向上	【土地利用型作物（主要農作物種子）】（主要農作物種子の品質向上に関する目標）	・主要農作物種子の合格率向上割合5%以上	合格率向上割合 =（目標年度合格率 - 現状合格率） ／ 現状合格率 × 100	・事業の対象となる主要農作物種子の合格率向上割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、その主要農作物種子の合格率が 100%以上・・・9ポイント 95%以上・・・7ポイント 90%以上・・・5ポイント 85%以上・・・3ポイント 80%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算 ・当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が、既に当該県平均値を上回っている場合、当該県平均値を上回る比率が、 10%以上・・・3ポイント 7.5%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。 ・生産性向上（主要農作物種子の労働時間の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 19%以上・・・3ポイント 17%以上・・・2ポイント 15%以上・・・1ポイント ・生産性向上（主要農作物種子の物財費の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 4%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント ・需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

				ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物(主要農作物種子)】(主要農作物種子の需要に応じた生産量の確保に関する目標) ・需要に応じて導入する品種の生産量を20%以上増加		・事業の対象となる需要に応じて導入する品種の生産量の増加割合について 100%以上・・・・・・・・・・9ポイント 80%以上・・・・・・・・・・7ポイント 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント - 又は、 ・新たに取組む場合、新たに導入する品種にかかわらず、その主要農作物種子の生産量が県全体に占める割合について 60%以上・・・・・・・・・・9ポイント 50%以上・・・・・・・・・・7ポイント 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算 ・生産性向上（主要農作物種子の労働時間の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 19%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 15%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・生産性向上（主要農作物種子の物財費の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 4%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は、当該の上回る比率が、 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント	

				上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
【畑作物・地域特産物（甘しょ）】	生産性向上	【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（コストの削減に関する目標） ・10 a 当たり生産コスト又は流通コストを5%以上削減	・10 a 当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	
	生産性向上	【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（労働時間の削減に関する目標） ・10 a 当たり労働時間を15%以上削減	・労働時間の削減割合について 28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した品目別経営統計（1）における都道府県別10 a 当たり労働時間に対して 9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（高品質品種等の導入等に関する目標）従来品種と異なる高品質、高機能性品種（2）の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培（3）に取り組む面積若しくは出荷量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体若しくは出荷量全体に占める割合について 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・（販売金額に関する目標）販売金額又は生産数量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・（契約取引に関する目標）全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	

				1 生食用、加工用を事業対象とする場合においては、でん粉原料用を含む統計値のみが公表されている都道府県及び統計値が公表されていない都道府県については、でん粉原料用を含まず、作型が近似した近隣都道府県の統計値を比較対象として用いることができるものとする。本取組において以下同じ。 2 甘しょにおける高品質・高機能性品種のうち高品質品種とは、条溝が少なく調理に適した品種、収穫時の打撲に強い品種、長期貯蔵が可能な品種、又は高でん粉含有品種のいずれかとする。 また、高機能性品種とは、アントシアニン等の機能性色素を有する品種とする。 なお、本取組においては、過去15年間に育成された品種を対象とする。本取組において以下同じ。 3 高品質栽培とは、例えば各地域や実需者との契約で定められた減農薬栽培基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。本取組において以下同じ。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（単収の増加に関する目標） ・単収を5%以上増加			・単収増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して 9%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（高品質品種等の導入等に関する目標）従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 4%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・（販売金額に関する目標）販売金額又は生産数量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

			・（契約取引に関する目標）全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取引組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について 4％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0％以上1.5％未満・・・・・・・・・・1ポイント
品質向上	【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（高品質品種等の導入等に関する目標） ・従来品種と異なる高品質若しくは高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量を5％以上増加 ただし、新たに取引組む場合にあつては、従来品種を含む全作付面積に占める割合又は全出荷量に占める割合を2％以上確保するものとする。 高品質品種とは、 ・条溝が少なく調理しやすい品種 ・収穫時の打撲に強い品種 ・長期貯蔵が可能な品種 ・高でん粉含有品種 のいずれかである。 高機能性品種とは、高アントシアニン又は高カロテン含有の機能性色素を含む品種である。 過去15年間に育成された品種を対象とする 「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。	・従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について 20％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取引組む場合、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積又は出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 10％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・従来品種と異なる高品質、高機能性品種又は高品質栽培によって生産された作物の全作付面積又は全出荷量に占める割合について 9％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（コストの削減に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について 9％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・（労働時間の削減に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり労働時間に対する削減割合について 18％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 16.5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 15％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・（単収の増加に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり単収に対する増加割合について 9％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・（販売金額に関する目標）販売金額又は生産数量の増加割合について 9％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント	

					7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント なお、新たにに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について 2 % 以上 3 ポイント 1.5 % 以上 2 ポイント 1 % 以上 1 ポイント ・（契約取引に関する目標）全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 9 ポイント以上 3 ポイント 7 ポイント以上 2 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント なお、新たにに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について 4 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 2 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 % 以上 2 ポイント 0 % 以上1.5 % 未満 1 ポイント
	需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保	【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（販売金額に関する目標） ・販売金額又は生産数量を 5 % 以上増加 ただし、新たにに取り組む場合にあつては、事業実施主体の農産物の総販売金額に対して、 1 % 以上の販売金額を確保するものとする。	・販売金額又は生産数量の増加割合について 20 % 以上 9 ポイント 16 % 以上 7 ポイント 13 % 以上 5 ポイント 9 % 以上 3 ポイント 5 % 以上 1 ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合、事業実施地区における総販売金額に対する割合について 5 % 以上 9 ポイント 4 % 以上 7 ポイント 3 % 以上 5 ポイント 2 % 以上 3 ポイント 1 % 以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去 5 年間における販売金額又は生産数量の増加割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（コストの削減に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント ・（労働時間の削減に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり労働時間に対する削減割合について 18 % 以上 3 ポイント 16.5 % 以上 2 ポイント 15 % 以上 1 ポイント ・（単収の増加に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり単収に対する増加割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント		

				・（高品質品種等の導入等に関する目標）従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 4 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 2 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 % 以上 2 ポイント 0 % 以上1.5 % 未満 1 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（契約取引に関する目標）	・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を 5 ポイント以上増加	ただし、新たに取り組む場合にあつては、全出荷量又は全出荷面積に占める契約取引の割合を 2 % 以上確保するものとする。	・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 20ポイント以上 9 ポイント 16ポイント以上 7 ポイント 13ポイント以上 5 ポイント 9 ポイント以上 3 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について 10 % 以上 9 ポイント 8 % 以上 7 ポイント 6 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・契約栽培による出荷量の総出荷量に占める割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（コストの削減に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント ・（労働時間の削減に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり労働時間に対する削減割合について 18 % 以上 3 ポイント 16.5 % 以上 2 ポイント 15 % 以上 1 ポイント ・（単収の増加に関する目標）事業実施地区等における10 a 当たり単収に対する増加割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント ・（高品質品種等の導入等に関する目標）従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について

				9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	【畑作物・地域特産物（ばれいしょ）】	生産性向上	【畑作物・地域特産物（ばれいしょ）】（コストの削減に関する目標） 以下のいずれか 1 つを選択する。 ・10 a 当たり生産コストを 5 %以上削減 ・10 a 当たり流通コストを 5 %以上削減	・10 a 当たり生産コスト（又は流通コスト）の削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に 1 回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
		生産性向上	【畑作物・地域特産物（ばれいしょ）】（労働時間の削減に関する目標） ・10 a 当たり労働時間を 5 %以上削減	・労働時間の削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した品目別経営統計（ 1 ）における都道府県別10 a 当たり労働時間に対して 9 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加

				算ポイントは、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（高品質品種等の導入等に関する目標）従来品種と異なる高品質、高機能性品種（２）の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培（３）に取り組む面積又は出荷量の増加割合について ９％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント ７％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ５％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について ４％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント ３％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ２％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント ・（販売金額に関する目標）販売金額又は生産数量の増加割合について ９％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント ７％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ５％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について ２％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント １.５％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント １％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント ・（契約取引に関する目標）全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について ９ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント ７ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ５ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について ４％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント ３％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ２％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント １ 生食用、加工用を事業対象とする場合においては、でん粉原料用を含む統計値のみが公表されている都道府県及び統計値が公表されていない都道府県については、でん粉原料用を含まず、作型が近似した近隣都道府県の統計値を比較対象として用いることができるものとする。本取組において以下同じ。 ２ ばれいしょにおける高品質・高機能性品種のうち高品質品種とは、条溝が少なく調理に適した品種、収穫時の打撲に強い品種、長期貯蔵が可能な品種、又は高でん粉含有品種のいずれかである。 また、高機能性品種とは、アントシアニン等の機能性色素を有する品種である。 なお、本取組においては、過去15年間に育成された品種を対象とする。本取組において以下同じ。 ３ 「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。本取組において以下同じ。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ３人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ０％以上1.5％未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント
	生産性向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(単収の増加に関する目標)	・単収を５％以上増加	・単収の増加割合について 20％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９ポイント 16％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７ポイント 13％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５ポイント ９％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント ５％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント

				上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10 a 当たり単収が、統計部が調査した「野菜生産出荷統計」における単収に対して 9 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（高品質品種等の導入等に関する目標）従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・（販売金額に関する目標）販売金額又は生産数量の増加割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・（契約取引に関する目標）全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(病虫害による農作物被害の防止に関する目標)	・病虫害の未発生地域において、新規発生率を 5 %未満に抑制。また、病虫害の発生地域においては、新規発生率を10 %未満に抑制	・病虫害の未発生地域における、新規発生率について	1 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント
				2 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント
				3 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント
				4 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				5 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
			又は、	
			・病虫害の発生地域における、新規発生率について	2 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント
				4 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント
				6 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント
				8 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 から のいずれかによりポイントを加算
事業実施地区等における現状の10 a 当たり単収が、「野菜生産出荷統計」における単収に対して
9 %以上高い・・・ 3 ポイント
7 %以上高い・・・ 2 ポイント
5 %以上高い・・・ 1 ポイント

病害虫の早期発見及びまん延を防止するための総合的な防除対策を実施する観点から、市町村・農業団体等が参画する協議会を設置し、検診体制が確立されている場合又は事業実施年度に協議会を設置し、検診体制を確立することが確実な場合・・・ 3 ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・ 2 ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・ 1 ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
12人以上・・・ 2 ポイント
3人以上・・・ 1 ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
1.5%以上・・・ 2 ポイント
0 %以上1.5%未満・・・ 1 ポイント

生産性向上

【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(病害虫による農作物被害の防止に関する目標)
・病害虫の発生密度を 2 %低減

・病害虫の発生密度の低減割合について
10%低減・・・ 9 ポイント
8 %低減・・・ 7 ポイント
6 %低減・・・ 5 ポイント
4 %低減・・・ 3 ポイント
2 %低減・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
事業実施地区等における現状の10 a 当たり単収が、「野菜生産出荷統計」における都道府県別の単収に対して
9 %以上高い・・・ 3 ポイント
7 %以上高い・・・ 2 ポイント
5 %以上高い・・・ 1 ポイント

病害虫の早期発見及びまん延を防止するための総合的な防除対策を実施する観点から、市町村・農業団体等が参画する協議会を設置し、検診体制が確立されている場合又は事業実施年度に協議会を設置し、検診体制を確立することが確実な場合・・・ 3 ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・ 2 ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・ 1 ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
12人以上・・・ 2 ポイント
3人以上・・・ 1 ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

					1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	品質向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(高品質品種の導入等に関する目標) ・従来品種と異なる高品質若しくは高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組み面積若しくは出荷量を5 %以上増加。 ただし、新たに組み込む場合にあつては、従来品種を含む全作付面積に占める面積割合又は全出荷量に占める出荷割合を2 %以上確保するものとする。 高品質品種とは、 ・芽が浅く調理しやすい品種 ・収穫時の打撲に強い品種 ・休眠が長く発芽しにくい品種 ・低温で貯蔵しても糖が生成しにくい品種 のいずれかである。 高機能性品種とは、高アントシアニン又は高カロテン含有の機能性色素を有する品種である。 過去15年間に育成された品種を対象とする 高品質栽培技術とは、例えば各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等をいう。	・従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組み面積又は出荷量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに組み込む場合、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組み面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・従来品種と異なる高品質、高機能性品種又は高品質栽培によって生産された作物の全作付面積若しくは出荷量に占める割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10 a 当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10 a 当たり労働時間に対する削減割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10 a 当たり単収に対する増加割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・(販売金額に関する目標)販売金額又は生産数量の増加割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント なお、新たに組み込む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・(契約取引に関する目標)全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント なお、新たに組み込む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。		

					ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(販売金額に関する目標) ・販売金額又は生産数量を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対して1%以上確保する。	・販売金額又は生産数量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合、事業実施地区における総販売金額に対する割合について 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間における販売金額又は生産数量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント			

					3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
					事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(契約取引に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を5ポイント以上増加 ただし、新たに取引組む場合にあつては、全出荷量又は全作付面積に占める割合を2%以上確保するものとする。				・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取引組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・契約栽培による出荷量の総出荷量に占める割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント なお、新たに取引組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

			0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
【畑作物・地域特産物（茶）】	生産性向上	【畑作物・地域特産物（茶）】（コストの削減に関する目標）以下のいずれか1つを選択する。 ・10 a 当たり生産コストを5 %以上削減 ・10 a 当たり流通コストを5 %以上削減	・10 a 当たり生産コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・10 a 当たり流通コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【畑作物・地域特産物（茶）】（労働時間の削減に関する目標） ・10 a 当たり労働時間を17%以上削減	・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 38%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 33%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した品目別経営統計における10 a 当たり労働時間に対して 9 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 統計部が調査する品目別経営統計の調査対象となっていない作業区分に係る条件整備については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・事業対象農産物の生産費（10 a 当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業対象農産物の単収増加割合について 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 新たにに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たにに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

			・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について 7 % 以上 3 ポイント 6 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 % 以上1.5%未満 1 ポイント
生産性向上	【畑作物・地域特産物（茶）】（単収の増加に関する目標） ・ 単収を10 % 以上増加	・ 事業対象農産物の単収増加割合について 19% 以上 9 ポイント 17% 以上 7 ポイント 14% 以上 5 ポイント 12% 以上 3 ポイント 10% 以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施地区等における現在の10 a 当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して 9 % 以上高い 3 ポイント 7 % 以上高い 2 ポイント 5 % 以上高い 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 % 以上1.5%未満 1 ポイント	
品質向上	【畑作物・地域特産物（茶）】（品種構成の適正化に関する目標） ・ 従来品種と異なる高品質品種の作付面積を 5 % 以上増加 なお、高品質品	・ 従来品種と異なる高品質品種の作付面積の増加割合について 10% 以上 9 ポイント 9 % 以上 7 ポイント 8 % 以上 5 ポイント 6 % 以上 3 ポイント 5 % 以上 1 ポイント	

		種とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間における従来品種とは異なる高品質品種の作付面積又は生産数量の増加割合について 7%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物（茶）】（生産力向上に関する目標） ・作付面積若しくは摘採面積の拡大により、生産数量又は販売金額を10%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、事業実施地区に占める生産数量又は作付面積の割合を5%以上確保するものとする。	・事業対象農産物の生産数量又は販売金額の増加割合について 41%以上・・・9ポイント 33%以上・・・7ポイント 25%以上・・・5ポイント 17%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント - 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象農産物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間における事業対象農作物の生産数量若しくは販売金額の増加割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・事業対象農作物の生産費（10a当たりの費用合計）又は物流コストの削減割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・事業対象農作物の労働時間の削減割合について 22%以上・・・3ポイント 19%以上・・・2ポイント 17%以上・・・1ポイント ・事業対象農作物の単収増加割合について 12%以上・・・3ポイント 11%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント ・従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について 7%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント

					・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について 7 %以上 3 ポイント 6 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 %以上 2 ポイント 0 %以上 1.5 %未満 1 ポイント
	需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物（茶）】（契約取引に関する目標） ・ 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が 5 ポイント以上増加 ただし、新たに取組む場合にあっては、全出荷量又は全作付面積に占める契約取引の割合を 5 % 以上確保するものとする。			・ 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 20 ポイント以上 9 ポイント 16 ポイント以上 7 ポイント 13 ポイント以上 5 ポイント 9 ポイント以上 3 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント - 又は、 ・ 新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について 20 %以上 9 ポイント 16 %以上 7 ポイント 13 %以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・ 過去 5 年間ににおける事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント - 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・ 事業対象農作物の生産費（10 a 当たりの費用合計）又は物流コストの削減割合について 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・ 事業対象農作物の労働時間の削減割合について 22 %以上 3 ポイント 19 %以上 2 ポイント 17 %以上 1 ポイント ・ 事業対象農作物の単収増加割合について 12 %以上 3 ポイント 11 %以上 2 ポイント 10 %以上 1 ポイント ・ 従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について 7 %以上 3 ポイント 6 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・ 作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17 %以上 3 ポイント 13 %以上 2 ポイント 10 %以上 1 ポイント - 又は、 ・ 新たに取組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント

				5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	農畜産業の環境保全	【畑作物・地域特産物（茶）】（栽培技術に関する目標） ・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の 5 % 以上の削減 ただし、削減後の施肥量は都府県の施肥基準以下とすること。	・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 現状の10 a 当たりの窒素成分施肥料が都府県の定める施肥基準に対してについて 5 %以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 基準以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
	【畑作物・地域特産物（その他）】	生産性向上	【畑作物・地域特産物（その他）】（コストの削減に関する目標） 以下のいずれか 1 つを選択する。 ・ 10 a 当たり生産コストを 5 % 以上削減 ・ 10 a 当たり流通コストの削減割合について	・ 10 a 当たり生産コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

				ストを 5 % 以上削減 又は、 ・ 10 a 当たり流通コストの削減割合について 20% 以上 9 ポイント 16% 以上 7 ポイント 13% 以上 5 ポイント 9 % 以上 3 ポイント 5 % 以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5% 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5% 未満 1 ポイント 及び にかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
	生産性向上	【畑作物・地域特産物（その他）】（労働時間の削減に関する目標） ・ 10 a 当たり労働時間を 10% 以上削減		・ 事業対象農産物の労働時間の削減割合について 25% 以上 9 ポイント 21% 以上 7 ポイント 18% 以上 5 ポイント 14% 以上 3 ポイント 10% 以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施地区等における現在の 10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した各作物の品目別経営統計又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における 10 a 当たり労働時間に対して 14% 以上短い 3 ポイント 12% 以上短い 2 ポイント 10% 以上短い 1 ポイント 統計部が調査する品目別経営統計及び日本たばこ産業株式会社が調査した生産費調査の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・ 事業対象農産物の生産費（10 a 当たり費用合計）又は流通コストの削減割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント ・ 事業対象農産物の単収増加割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント ・ 従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント ・ 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）について（新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント

					上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 及び にかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	生産性向上	【畑作物・地域特産物（その他）】（単収の増加に関する目標） ・単収を5%以上増加			・事業対象農産物の単収増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における単収に対して 9%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 統計部が調査する「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」並びに日本たばこ産業株式会社が調査する生産費調査の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）又は流通コストの削減割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・全出荷数量又は全作付面積のうち契約取引増加割合（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）について（新たに取引組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

				事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント 及び にかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	品質向上	【畑作物・地域特産物（その他）】（作付面積に関する目標） ・従来品種と異なる高品質品種の作付面積を5 %以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、従来品種を含む全作付面積に占める面積割合を5 %以上確保するものとする。 高品質品種とは、都道府県の定める奨励品種をいう。	・従来品種と異なる高品質品種の作付面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、従来品種と異なる高品質品種の作付面積が全体に占める割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去3年間における従来品種とは異なる高品質品種の作付面積又は生産数量の増加割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・事業対象農産物の生産費（10 a 当たり費用合計）又は流通コストの削減割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業対象農産物の単収増加割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・全出荷数量又は全作付面積のうち契約取引増加割合（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）について（新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント 及び にかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、	

				緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。																																																										
	需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物（その他）】（契約取引に関する目標） ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加 ただし、新たに取引組む場合にあっては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。		・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）について <table><tr><td>20ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr><tr><td>16ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr><tr><td>13ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr><tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 又は、 ・新たに取引組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）が全体に占める割合について <table><tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr><tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr><tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr><tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去3年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について <table><tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 新たに取引組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・事業対象農作物の生産費（10a当たりの費用合計）又は流通コストの削減割合について <table><tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について <table><tr><td>14%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>12%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> ・事業の対象となる農産物の単収の増加割合について <table><tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> ・従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について <table><tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <table><tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table><tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr></table> 及びにかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。	20ポイント以上	9ポイント	16ポイント以上	7ポイント	13ポイント以上	5ポイント	9ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	14%以上	3ポイント	12%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
20ポイント以上	9ポイント																																																													
16ポイント以上	7ポイント																																																													
13ポイント以上	5ポイント																																																													
9ポイント以上	3ポイント																																																													
5ポイント以上	1ポイント																																																													
20%以上	9ポイント																																																													
16%以上	7ポイント																																																													
13%以上	5ポイント																																																													
9%以上	3ポイント																																																													
5%以上	1ポイント																																																													
9%以上	3ポイント																																																													
7%以上	2ポイント																																																													
5%以上	1ポイント																																																													
9%以上	3ポイント																																																													
7%以上	2ポイント																																																													
5%以上	1ポイント																																																													
14%以上	3ポイント																																																													
12%以上	2ポイント																																																													
10%以上	1ポイント																																																													
9%以上	3ポイント																																																													
7%以上	2ポイント																																																													
5%以上	1ポイント																																																													
9%以上	3ポイント																																																													
7%以上	2ポイント																																																													
5%以上	1ポイント																																																													
12人以上	2ポイント																																																													
3人以上	1ポイント																																																													
1.5%以上	2ポイント																																																													
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																													
	生産性向上	【果樹】（コスト削減に関する目標） ・単位面積当たり費用合計を5%以上		・当該品目の10a当たり費用合計の削減について <table><tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr></table>	20%以上	9ポイント																																																								
20%以上	9ポイント																																																													

			削減	16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト削減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	生産性向上	【果樹】（労働時間の削減に関する目標） ・単位面積当たり労働時間を5%以上削減		・当該品目の10 a 当たり労働時間の削減について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの労働時間の削減について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・ 1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス^注・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 注）超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記の の第1にで規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね60%以下の価格であるものをいう。以下同じ。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	生産性向上	【果樹】（単収の増加に関する目標） ・単位面積当たり収量を5%以上増加		・当該品目の10 a 当たり収量の増加について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

				上記ポイントに加え、☐、☐又は☐のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの単収の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、☐に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、☐及び☐に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【果樹】(病虫害による農作物被害の防止に関する目標) ・病虫害の被害率を5ポイント以上低減	・病虫害の被害率の低減について 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、☐、☐又は☐のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現状の単収が、「果樹生産出荷統計」、「特産果樹生産動態等調査」における単収に対して 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、☐に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、☐及び☐に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント		

			品質向上	【果樹】（出荷規格の向上に関する目標） ・全出荷量又は全作付面積に占める秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質等）の割合を3ポイント以上増加 ・秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質等）の割合の増加について 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの秀品率の増加について 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
			需要に応じた生産量の確保	【果樹】（販売金額の増加に関する目標） ・事業対象品目の産出額又は販売金額を5%以上増加 ・事業対象品目の産出額又は販売金額の増加について 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの産出額又は販売金額の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

				事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【果樹】（需要に応じた品種の生産量増加に関する目標） ・事業対象品目のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種又は都道府県の奨励品種の栽培面積又は出荷量の割合を4ポイント以上増加	・事業対象品目の全出荷量又は栽培面積のうち振興品種（都道府県の果樹農業振興計画（果樹農業振興特例措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3に規定する果樹農業振興計画をいう。以下同じ。）に定める若しくは定める予定になっている振興品種又は都道府県の奨励品種）の栽培面積又は出荷量の割合の増加について 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの全出荷量又は栽培面積のうち振興品種の出荷量又は栽培面積の割合の増加について 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント		
需要に応じた生産量の確保	【果樹】（契約取引の推進に関する目標） ・全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加	・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 当該品目の現状の契約取引割合が10%以上である。 イ 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 ウ 果樹産地構造改革計画を策定している。 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント		

				・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	【野菜】	生産性向上	【野菜】（コスト削減に関する目標）以下のいずれか1つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を5%以上削減 ・流通コストを5%以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 又は、 ・当該品目の流通コストの削減について 41%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算 （1）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、（2）及び（3）に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 （2）事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント （3）事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント （2）（3）にかかわらず、加工・業務用野菜^注については、緊急ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 注）「加工・業務用野菜」とは、以下の要件をすべて満たしている品目のうち、輸入急増野菜に該当する品目を除くものをいう。以下同じ。 野菜のうち、「加工・業務用需要向けの野菜の生産拡大について」（平成19年7月9日付け19生産第2557号農林水産省野菜課長通知。以下「加工・業務用通知」という。）の2の（1）に規定する戦略的重点品目又は都道府県の戦略的重点品目であること。 の品目について「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2の規定に基づき、加工・業務用需要への取組を拡大しようとする産地強化計画を策定していること。 産地強化計画について、加工・業務用通知の2の（2）により実施した点検・評価の結果、類型 又は に区分された産地であること。

				生産性向上	【野菜】(労働時間の削減に関する目標) 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減	- 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a当たりの収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 - 超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント (5)(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
				生産性向上	【野菜】(病害虫による農作物被害の防止に関する目標) 病害虫の被害率を5ポイント以上低減	- 病害虫の被害率の低減について 25ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント - 上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して 15%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 - 超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

				ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント (5) (6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
品質向上	【野菜】(出荷規格の向上に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加 ただし、事業実施後の当該割合が30%以上であること	・秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合の増加について 15ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント (事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること) ・上記に加え、(1) (2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る) (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業		

		業計画につき 1 回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (5) (6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
品質向上	【野菜】(付加価値の向上に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積)に占めるブランド品(伝統野菜及び環境保全型農業による野菜、減農薬・減化学肥料栽培等による野菜)の割合を 5 ポイント以上増加 ただし、事業実施後の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品の割合が30%以上であること。	・ブランド品(伝統野菜及び環境保全型農業による野菜、減農薬・減化学肥料栽培等による野菜)の割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記に加え、(1) (2) 又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、 2 つに該当する場合は 2 ポイント、 1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算。 現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1 日 5 皿分(350 g) 以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る) (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) 及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (5) (6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
需要に応じた生産量の確保	【野菜】(契約取引の推進に関する目標)	・当該品目の契約取引割合の増加について

				・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加	25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・上記に加え、(1) (2) 又は(3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る） (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、(5) 及び(6) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (5) (6) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
				需要に応じた生産量の確保	【野菜】（加工向け出荷量の増大に関する目標） ・全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加	・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・上記に加え、(1) (2) 又は(3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る） (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

				(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) 及び(6) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント (5)(6) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
【花き】	生産性向上	【花き】(コスト削減に関する目標) ・10 a 当たり費用合計又は物財費を 5 % 以上削減	・当該品目の10 a 当たり費用合計又は物財費の削減について 40%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・当該品目の10 a 当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目 1 本、 1 鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して 100%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 110%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 120%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント	

[illegible]

				援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【花き】（病害虫による農作物被害の防止に関する目標） ・病害虫の被害率を5ポイント以上低減	・病害虫の被害率の低減について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記に加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
	品質向上	【花き】（出荷規格の向上に関する目標） ・全出荷量のうち秀品率その他品質の上位規格品の率（大きさ、外観品質等）を3ポイント以上増加	・当該品目の全出荷量のうち秀品率その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質等）の率の増加について 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施年度以前の直近5カ年において、事業実施地区が出荷している主要市場における当該品目の卸売価格が当該市場の平均価格に対して 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。	

			・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
品質向上	【花き】(湿式低温流通に関する目標) ・湿式低温流通することにより、日持ち性が向上した切り花の流通割合を5ポイント以上増加。	・当該品目の湿式低温による切り花の流通割合の増加について 40ポイント以上・・・9ポイント 30ポイント以上・・・7ポイント 20ポイント以上・・・5ポイント 10ポイント以上・・・3ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区の当該品目の湿式低温流通割合が湿式低温流通の全国値に対して 110%以上・・・3ポイント 100%以上・・・2ポイント 90%以上・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント	
需要に応じた生産量の確保	【花き】(オリジナル品種の生産に関する目標) ・都道府県が指定したオリジナル品種出荷割合を3ポイント以上増加	・当該品目について都道府県が指定したオリジナル品種出荷割合の増加について 15ポイント以上・・・9ポイント 12ポイント以上・・・7ポイント 9ポイント以上・・・5ポイント	

					6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区における当該品目の作付面積に占めるオリジナル品種 の占有率について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
	需要に応じた生産量の確保	【花き】(契約取引の推進に関する目標) ・契約取引割合を3ポイント以上増加			・当該品目の契約取引割合の増加について 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区における当該品目の現状の契約取引割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント

			【地産地消】 地産地消の取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、及び必須とし、残り及びのうちの1つを選択する。 （農畜産物の生産された地域における販路拡大に関する目標） 事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあっては、全出荷量又は出荷額に占める割合を5%以上確保するものとする。 最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内で行われることが、出荷時に把握されている農畜産物に限る。	・事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の全体に占める割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント （地場産物の使用割合の拡大に関する目標） 事業実施主体が所在する都道府県内のうち事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における地場産物の使用割合を食材数ベースで3ポイント以上増加。 ただし、新たに取組む場合にあっては、事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における全食材品目に対する地場産物の使用合（食材品目ベース）を10%以上確保するものとする。 ・事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合（食材数ベース）の増加について 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合（食材数ベース）について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
--	--	--	--	--

			ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント （農畜産物の生産された地域における販売増加に関する目標） 事業実施主体が所在する都道府県内の管轄区域内の直売所等における地場産物の販売額を5%以上増加 ただし、新たに取組む場合であっても、管轄区域内の直売所等における全農産物の販売額に対する地場産物の販売額の割合を5%以上確保するものとする。 ・事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売所等における販売額又は販売量の増加割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント - 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売所等における販売額又は販売量の全体に占める割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
【農畜産物販路拡大】	需要に応じた生産量の確保	【農畜産物販路拡大】 ・海外を含む販路拡大のうち、海外に	・海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 100%以上・・・9ポイント

				向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあっては、海外向け販路拡大に係る出荷量又は出荷額の全出荷量又は出荷額に占める割合が3%以上 各作物等の目標と合わせて選択可能	90%以上・・・7ポイント 80%以上・・・5ポイント 70%以上・・・3ポイント 60%以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額が全体に占める割合について 15%以上・・・9ポイント 12%以上・・・7ポイント 9%以上・・・5ポイント 6%以上・・・3ポイント 3%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・輸出継続年数について 5年以上継続・・・3ポイント 3年以上継続・・・2ポイント 1年以上継続・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
				既に6年以上継続して農畜産物の輸出に取組んでいる場合にあっては、海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る輸出量又は出荷額を10%以上増加 各作物等の目標と合わせて選択可能	・海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 50%以上・・・9ポイント 40%以上・・・7ポイント 30%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 輸出継続年数について 11年以上継続・・・3ポイント 9年以上継続・・・2ポイント 7年以上継続・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備（甘味資源作物）】

生産性向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（甘味資源作物共通）
（甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（コスト削減に関する目標））
・10 a 当たり生産コスト又は流通コストを 3 % 以上削減

・10 a 当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント
12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント
9 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント
6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
3 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。

ただし、てん菜の取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に 1 回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

生産性向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（甘味資源作物共通）
（甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（労働時間の削減に関する目標））
・10 a 当たり労働時間を 5 % 以上削減

・事業対象農産物の10 a 当たり労働時間の削減割合（現在の10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して、20%以上削減している事業実施地区等については、基準となる削減割合を 1 / 2 とする。）について
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

・事業実施地区等における現在の10 a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり費用合計に対して
6 % 以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
4 % 以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
2 % 以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して
6 % 以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
4 % 以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
2 % 以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

・事業実施地区等における現在の10 a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり単収（過去 5 ヶ年の平均単収）に対して
6 % 以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
4 % 以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
2 % 以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

・事業実施地区等における現在のハーベスタ収穫率の割合が以下の場合
35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合
35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

・事業実施地区等における現在の平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して
3 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
2 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
1 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

				・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6 % 以上高い 3 ポイント 4 % 以上高い 2 ポイント 2 % 以上高い 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合 80% 以上 3 ポイント 75% 以上 2 ポイント 70% 以上 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40% 以上 3 ポイント 35% 以上 2 ポイント 30% 以上 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6 % 以上 3 ポイント 4 % 以上 2 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(単収の増加に関する目標)) ・単収を 2 % 以上増加			・事業対象農産物の単収増加割合について 10% 以上 9 ポイント 8 % 以上 7 ポイント 6 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10 a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり費用合計に対して 6 % 以上低い 3 ポイント 4 % 以上低い 2 ポイント 2 % 以上低い 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して 6 % 以上短い 3 ポイント 4 % 以上短い 2 ポイント 2 % 以上短い 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり単収(過去 5 ヲ年の平均単収)に対して 6 % 以上高い 3 ポイント 4 % 以上高い 2 ポイント 2 % 以上高い 1 ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 35% 以上 3 ポイント 30% 以上 2 ポイント 25% 以上 1 ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合

					35%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して 3%以上高い・・・3ポイント 2%以上高い・・・2ポイント 1%以上高い・・・1ポイント ・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上高い・・・3ポイント 4%以上高い・・・2ポイント 2%以上高い・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 80%以上・・・3ポイント 75%以上・・・2ポイント 70%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40%以上・・・3ポイント 35%以上・・・2ポイント 30%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（さとうきび） （甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（株出面積の増加に関する目標）） ・気象災害又は害虫被害の軽減、早期株出管理の実施等による株出栽培の効率化により、株出栽培面積を1%以上増加			・事業対象農産物の事業実施地区における株出栽培面積の増加割合について 8%以上・・・9ポイント 6%以上・・・7ポイント 4%以上・・・5ポイント 2%以上・・・3ポイント 1%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して 6%以上低い・・・3ポイント 4%以上低い・・・2ポイント 2%以上低い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して 6%以上短い・・・3ポイント 4%以上短い・・・2ポイント 2%以上短い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収（過去5ヵ年の平均単収）に対して	

					6 %以上高い・・・3 ポイント 4 %以上高い・・・2 ポイント 2 %以上高い・・・1 ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 35 %以上・・・3 ポイント 30 %以上・・・2 ポイント 25 %以上・・・1 ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合 35 %以上・・・3 ポイント 30 %以上・・・2 ポイント 25 %以上・・・1 ポイント ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して 3 %以上高い・・・3 ポイント 2 %以上高い・・・2 ポイント 1 %以上高い・・・1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 80 %以上・・・3 ポイント 75 %以上・・・2 ポイント 70 %以上・・・1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40 %以上・・・3 ポイント 35 %以上・・・2 ポイント 30 %以上・・・1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6 %以上・・・3 ポイント 4 %以上・・・2 ポイント 2 %以上・・・1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(適期植付面積の増加に関する目標)) ・適期植付の実施面積の割合を2 %以上増加				・事業対象農産物の事業実施地区における適期植付面積の増加割合について 10 %以上・・・9 ポイント 8 %以上・・・7 ポイント 6 %以上・・・5 ポイント 4 %以上・・・3 ポイント 2 %以上・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10 a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり費用合計に対して 6 %以上低い・・・3 ポイント 4 %以上低い・・・2 ポイント 2 %以上低い・・・1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して 6 %以上短い・・・3 ポイント

					4 %以上短い 2 ポイント 2 %以上短い 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり単収（過去 5 ヲ年の平均単収）に対して 6 %以上高い 3 ポイント 4 %以上高い 2 ポイント 2 %以上高い 1 ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 35%以上 3 ポイント 30%以上 2 ポイント 25%以上 1 ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合 35%以上 3 ポイント 30%以上 2 ポイント 25%以上 1 ポイント ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して 3 %以上高い 3 ポイント 2 %以上高い 2 ポイント 1 %以上高い 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合 80%以上 3 ポイント 75%以上 2 ポイント 70%以上 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40%以上 3 ポイント 35%以上 2 ポイント 30%以上 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6 %以上 3 ポイント 4 %以上 2 ポイント 2 %以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(受委託面積の増加に関する目標)) ・さとうきび収穫時における受委託面積を 3 %以上増加				・さとうきび収穫時における受委託面積の増加割合について 15%以上 9 ポイント 12%以上 7 ポイント 9 %以上 5 ポイント 6 %以上 3 ポイント 3 %以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10 a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり費用合計に対して 6 %以上低い 3 ポイント 4 %以上低い 2 ポイント 2 %以上低い 1 ポイント

				・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して 6 % 以上短い 3 ポイント 4 % 以上短い 2 ポイント 2 % 以上短い 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり単収（過去 5 ヲ年の平均単収）に対して 6 % 以上高い 3 ポイント 4 % 以上高い 2 ポイント 2 % 以上高い 1 ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 35% 以上 3 ポイント 30% 以上 2 ポイント 25% 以上 1 ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合 35% 以上 3 ポイント 30% 以上 2 ポイント 25% 以上 1 ポイント ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して 3 % 以上高い 3 ポイント 2 % 以上高い 2 ポイント 1 % 以上高い 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合 80% 以上 3 ポイント 75% 以上 2 ポイント 70% 以上 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40% 以上 3 ポイント 35% 以上 2 ポイント 30% 以上 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6 % 以上 3 ポイント 4 % 以上 2 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
品質向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（甘味資源作物共通） （甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（製糖原料としての品質向上に関する目標）） ・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を 5 % 以上増加 ただし、新たに取組む場合であっても、従来品種を含む全作付面積に占める新品種の作付割合を 50 % 以	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の増加割合について 20% 以上 9 ポイント 16% 以上 7 ポイント 13% 以上 5 ポイント 9 % 以上 3 ポイント 5 % 以上 1 ポイント - 又は、 ・新たに取組む場合、従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体に占める割合について 70% 以上 9 ポイント		

				上確保するものとする。 てん菜については平成11年以降、さとうきびについては平成8年以降に育成された品種を対象とする。 65%以上・・・7ポイント 60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・3ポイント 50%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して 6%以上低い・・・3ポイント 4%以上低い・・・2ポイント 2%以上低い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して 6%以上短い・・・3ポイント 4%以上短い・・・2ポイント 2%以上短い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収（過去5ヵ年の平均単収）に対して 6%以上高い・・・3ポイント 4%以上高い・・・2ポイント 2%以上高い・・・1ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 35%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合 35%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して 3%以上高い・・・3ポイント 2%以上高い・・・2ポイント 1%以上高い・・・1ポイント ・てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上高い・・・3ポイント 4%以上高い・・・2ポイント 2%以上高い・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 80%以上・・・3ポイント 75%以上・・・2ポイント 70%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40%以上・・・3ポイント 35%以上・・・2ポイント 30%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
品質向上	【甘味資源作物・で			

				ん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通)(甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(製糖原料としての品質向上に関する目標)) ・ 土壌診断により適正施肥に取り組む面積を5%以上増加又は土壌改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積を5%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、全受益面積に占めるこれらの取組を行う経営面積の割合を30%以上確保するものとする。 ・ 土壌診断により適正施肥に取り組む面積又は土壌改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・ 新たに取組む場合、土壌診断により適正施肥に取り組む面積又は土壌改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体に占める割合について 50%以上・・・・・・・・・・9ポイント 45%以上・・・・・・・・・・7ポイント 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・ 事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して 6%以上低い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上低い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上低い・・・・・・・・・・1ポイント ・ 事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して 6%以上短い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上短い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上短い・・・・・・・・・・1ポイント ・ 事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5ヵ年の平均単収)に対して 6%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント ・ 事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・ 事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・ 事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して 3%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント ・ てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント ・ さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 80%以上・・・・・・・・・・3ポイント 75%以上・・・・・・・・・・2ポイント 70%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・ さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・ さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め
--	--	--	--	---

				る場合・・
--	--	--	--	--

					ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(需給動向に応じた生産の実施に関する目標))	・甘味資源作物の需給動向に即して、当該作物又は転換作物(他用途利用向けのものを含む。)の生産数量を5%以上増加。 ただし、新たに取組む場合にあつては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。		・当該作物又は転換作物の生産数量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント - 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象農産物の生産数量が全体に占める割合について 25%以上・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して 6%以上低い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上低い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上低い・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して 6%以上短い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上短い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上短い・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5ヵ年の平均単収)に対して 6%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して 3%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント ・てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割	

			合が以下の場合 80%以上・・・3ポイント 75%以上・・・2ポイント 70%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 40%以上・・・3ポイント 35%以上・・・2ポイント 30%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備（でん粉原料用いも）】	生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（でん粉原料用いも） （でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標（コスト削減に関する目標）） 以下のいずれか1つを選択する。 ・10a 当たり生産コストを5%以上削減 ・10a 当たり流通コストを5%以上削減	・10a 当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（でん粉原料用いも） （でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標（労働時間の削減に関する目標）） ・10a 当たり労働時間を5%以上削減	・10a 当たり労働時間の削減割合について 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産

					費統計における10 a 当たり費用合計に対して 6 % 以上低い 3 ポイント 4.5 % 以上低い 2 ポイント 3 % 以上低い 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して 9 % 以上短い 3 ポイント 7 % 以上短い 2 ポイント 5 % 以上短い 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり単収に対して 9 % 以上高い 3 ポイント 7 % 以上高い 2 ポイント 5 % 以上高い 1 ポイント ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 2 ポイント 5 % 以上 1 ポイント ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について 70 % 以上 3 ポイント 60 % 以上 2 ポイント 50 % 以上 1 ポイント ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について 88 % 以上 3 ポイント 87 % 以上 2 ポイント 86 % 以上 1 ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について 60 % 以上 3 ポイント 50 % 以上 2 ポイント 40 % 以上 1 ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について 40 % 以上 3 ポイント 30 % 以上 2 ポイント 20 % 以上 1 ポイント ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種（ 1 ）の作付面積若しくは出荷量割合について 6 % 以上 3 ポイント 4 % 以上 2 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
	生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（でん粉原料用いも） （でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標（10 a 当たりのでん粉収量の増加に関する目標）） ・10 a 当たりのでん粉収量を 2 % 以上増加 ただし、他用途利用向けの場合は、「作物統計」			・10 a 当たりのでん粉収量の増加割合について 10 % 以上 9 ポイント 8 % 以上 7 ポイント 6 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 1 ポイント

				及び「野菜生産出荷統計」における単収より2%以上増加 又は、 ・他用途利用向けの場合は、「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」における単収の増加割合について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して 6%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4.5%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して 9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して 9%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について 88%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 87%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 86%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種（1）の作付面積若しくは出荷量割合について 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地			

				再編整備】(でん粉原料用いも) (でん粉原料用いも産地再編のための緊急取組に関する目標(でん粉の製造コスト削減に関する目標)) ・でん粉の製造コストを2.5%以上削減 ・でん粉の製造コストの削減割合について 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2.5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり費用合計に対して 6%以上低い・・・3ポイント 4.5%以上低い・・・2ポイント 3%以上低い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して 9%以上短い・・・3ポイント 7%以上短い・・・2ポイント 5%以上短い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり単収に対して 9%以上高い・・・3ポイント 7%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について 70%以上・・・3ポイント 60%以上・・・2ポイント 50%以上・・・1ポイント ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について 88%以上・・・3ポイント 87%以上・・・2ポイント 86%以上・・・1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について 60%以上・・・3ポイント 50%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病虫害抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント 1 病虫害抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント
--	--	--	--	---

上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

品質向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも)
(でん粉原料用いも産地再編のための緊急取組に関する目標(作付面積(又は出荷量)に関する目標))
・従来品種と異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量を5%以上増加
ただし、新たに取組む場合にあつては、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。

過去15年間に育成された品種を対象とする。

・従来品種と異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量の増加割合について
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
・新たに取組む場合、高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。
・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
6%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
4.5%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
3%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して
9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して
9%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
7%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について
9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について
70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について
88%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
87%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
86%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について
60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について
40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病虫害抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について
6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
1 病虫害抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組

					を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも) (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(作付面積又は出荷量に関する目標)) ・でん粉原料用いもの需給動向に即して、他用途利用向けの作付面積又は出荷量を2%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、事業対象作物のうち他用途利用向けの作付面積又は出荷量を1%以上確保するものとする。		・他用途利用向けの作付面積若しくは出荷量の増加割合について 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象作物のうち他用途利用向け作付面積又は出荷量について 5%以上・・・9ポイント 4%以上・・・7ポイント 3%以上・・・5ポイント 2%以上・・・3ポイント 1%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して 6%以上低い・・・3ポイント 4.5%以上低い・・・2ポイント 3%以上低い・・・1ポイント ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して 9%以上短い・・・3ポイント 7%以上短い・・・2ポイント 5%以上短い・・・1ポイント ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して 9%以上高い・・・3ポイント 7%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について 70%以上・・・3ポイント 60%以上・・・2ポイント 50%以上・・・1ポイント ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について 88%以上・・・3ポイント 87%以上・・・2ポイント 86%以上・・・1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について 60%以上・・・3ポイント 50%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント		

			・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種（ 1 ）の作付面積若しくは出荷量割合について 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
需要に応じた生産量の確保	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（でん粉原料用いも）（でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標（契約取引に関する目標）） ・転換作物（他用途利用向けのものを含む）の全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を 2 ポイント以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、事業対象作物に占める転換作物（他用途利用向けのものを含む）の契約取引の作付面積又は出荷量割合を 1 %以上確保するものとする。	・転換作物（他用途利用向けのものを含む。）の全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象作物に占める転換作物（他用途利用向けのものを含む。）の契約取引の作付面積若しくは出荷量割合について 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 ・事業実施地区等における10 a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり費用合計に対して 6 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.5 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して 9 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施地区等における10 a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり単収に対して 9 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について 70 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 60 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 50 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について 88 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 87 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	

				86%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病虫害抵抗性品種（ 1 ）の作付面積若しくは出荷量割合について 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 1 病虫害抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
	【環境保全】	農畜産業の環境保全	【環境保全】（環境保全型農業に取り組む農業者の増加に関する目標） ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機 J A S 認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者）の割合を 1 ポイント以上増加 ただし、新たに取引する場合にあつては、全体の販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の割合を 1 % 以上確保するものとする。 また、原則として事業の受益に係る 5 人以上（ただし、事業実施主体が複数の共同利用機械・施設を導入する場合は、当該共同利用機械・施設の受益農家ごとに 5 人以上）の農業者が環境保全型農業に取り組むものとする。	・事業の受益農家に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取引する場合、事業の受益に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の割合について 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 平成15年度から平成19年度までにおいて、事業の受益に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

				上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	
	農畜産業の環境保全	【環境保全】（環境保全型農業に取り組む面積の増加に関する目標） ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1%以上増加 ただし、新たに取引する場合にあつては、受益農家の全経営面積に占める環境保全型農業に取り組む経営面積の割合を1%以上確保するものとする。	・事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める環境保全型農業に取り組む面積の増加割合について 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合、事業の受益に係る販売農家の環境保全型農業に取り組む面積が事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める割合について 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 平成15年度から平成19年度までにおいて、事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める環境保全型農業に取り組む面積の増加割合について 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント		
	【環境保全（小規模公害防除）】	農畜産業の環境保全	【環境保全】（小規模公害防除に関する目標） ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第5条第1項の規定に規定する農用地土壌汚染対策計画又はこれに準じた計画を策定している地域であること。	・小規模公害防除の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント	
		農畜産業の環境保全	【環境保全】（小規模公害防除に関する目標） ・特定有害物質の量が農用地の土壌の	・小規模公害防除の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント	

			汚染防止等に関する法律施行令（昭和45年政令第204号）で規定するところの農用地土壌汚染対策地域の指定量を下回ること。	
	【環境保全（農業産業廃物の再生処理）】	農畜産業の環境保全	【各作物共通（農業廃棄物の再生処理）】（農業廃棄物の再生処理率向上に関する目標） ・農業廃棄物の再生処理率が5ポイント以上増加 ただし、事業実施後の再生処理率が40%以上であること。	・事業実施地区で発生する農業廃棄物の再生処理率の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施地区において、10 a 当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
		農畜産業の環境保全	【各作物共通（農業廃棄物の再生処理）】（農業廃棄物の処理コスト削減に関する目標） ・農業廃棄物の1kgの処理に要するコストを3%以上削減	・事業実施地区での農業廃棄物の処理コストの削減について 15%以上・・・・・・・・・・9ポイント 12%以上・・・・・・・・・・7ポイント 9%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施地区において、10 a 当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント

				上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ３人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント
	【各作物共通】（風、霜等による農作物被害防止）	生産性向上	【各作物共通】（風、霜等による農作物被害の防止に関する目標） ・事業実施前における過去５カ年の被害発生年度の平均単収に対して５％以上単収を増加 各作物等の目標と合わせて選択可能。 ただし、各作物の単収増加に係る目標と同時には選択不可	・当該品目の単位当たり収量が、事業実施前５カ年の被害発生年度の平均単収に対して 20%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９ポイント 16%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７ポイント 13%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５ポイント 9 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 （果樹） 事業実施主体として、以下のアからエまでのうち、３つに該当する場合は３ポイント、２つに該当する場合は２ポイント、１つに該当する場合は１ポイントを加算。 ア 果樹共済引き受け品目については果樹共済に加入していること。 イ 構成員の半数以上が認定農業者であること。 ウ 経営規模が当該県の平均以上であること。 エ 事業実施地区等における単収が、「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹等生産動態等調査」における当該県の単収以上であること。 （野菜） 事業実施地区等における現在の10 a 当たり単収が、「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント （花き） 事業実施地区等における現在の10 a 当たり単収が、過去５カ年の被害発生年度以外の平均単収に対して 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント （畑作物・地域特産物） 事業実施地区等における現在の10 a 当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント ３人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント
		品質向上	【各作物共通】（風、	

		霜等による農作物被害の防止に関する目標) ・事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均秀品率に対して秀品率を5ポイント以上増加 茶については、事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単価に対して平均単価を5%以上増加 各作物等の目標と合わせて選択可能。ただし、各作物の秀品率に係る目標と同時には選択不可	・当該品目の秀品率が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均秀品率に対して 20ポイント以上高い・・・9ポイント 16ポイント以上高い・・・7ポイント 13ポイント以上高い・・・5ポイント 9ポイント以上高い・・・3ポイント 5ポイント以上高い・・・1ポイント 又は、 ・茶については、当該品目の平均単価が、事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単価に対して 20%以上高い・・・9ポイント 16%以上高い・・・7ポイント 13%以上高い・・・5ポイント 9%以上高い・・・3ポイント 5%以上高い・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 (果樹) 事業実施主体として、以下のアからエまでのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 果樹共済引き受け品目については果樹共済に加入していること。 イ 構成員の半数以上が認定農業者であること。 ウ 経営規模が当該県の平均以上であること。 エ 事業実施地区等における単収が、「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹等生産動態等調査」における当該県の単収以上であること。 (野菜) 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」,「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して 15%以上高い・・・3ポイント 10%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント (花き) 過去5年間に於いて風、霜等により平均単価が5%以上減少した被害年度が 4回以上・・・3ポイント 2回以上・・・2ポイント 1回以上・・・1ポイント (畑作物・地域特産物) 過去5年間に於いて風、霜等により平均単価が5%以上減少した被害年度が 4回以上・・・3ポイント 2回以上・・・2ポイント 1回以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数(事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数)について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
【多角的農業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)	生産性向上	【多角的農業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜) コスト削減に関する目標 ・10a当たりの費用合計(生産コスト)を5%以上削減	・10a当たりの生産コストの削減割合について 20%以上・・・9ポイント 17%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント

					5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(1) 又は (2) のいずれかによりポイントを加算 (1) 上記の から までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10 a 当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近 5 カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近 5 カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近 5 カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近 5 カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(3) に該当する場合はポイントを加算 (3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) 及び (5) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜) (作付面積の増加に関する目標) ・作付面積を 5 % 以上増加			・作付面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(1) 又は (2) のいずれかによりポイントを加算 (1) 上記の から までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10 a 当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近 5 カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近 5 カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近 5 カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近 5 カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(3) に該当する場合はポイントを加算 (3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) 及び (5) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事

					業計画につき 1 回の加算とする。 (4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【多角的農作業コン トラクター育成】(土 地利用型作物(稲・ 麦・大豆)・畑作物 ・野菜) (経営規模の増加に 関する目標) ・経営規模を 5 % 以 上増加 事業対象品目以外 を含む複数品目の 場合のみ選択可。				・経営規模の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(1) 又は (2) のいずれかによりポイントを加算 (1) 上記の から までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10 a 当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近 5 カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近 5 カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近 5 カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近 5 カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事 業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組 を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農 畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を 進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜 産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用 した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支 援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(3) に該当する場合はポイントを加算 (3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場 合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) 及び (5) に該当する場合はポイント を加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事 業計画につき 1 回の加算とする。 (4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【多角的農作業コン トラクター育成】(土 地利用型作物(稲・ 麦・大豆)・畑作物 ・野菜) (労働時間の削減に 関する目標) ・労働時間を 5 % 以 上削減				・労働時間の削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(1) 又は (2) のいずれかによりポイントを加算 (1) 上記の から までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10 a 当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近 5 カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近 5 カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近 5 カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近 5 カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事 業計画につき 1 回の加算とする

					・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(3)に該当する場合はポイントを加算 (3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(4)及び(5)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント (5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
	生産性向上 生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜) (粗収益の増加に関する目標) ・粗収益を5%以上増加			・粗収益の増加減割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 17%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(1)又は(2)のいずれかによりポイントを加算 (1) 上記の から までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント (2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(3)に該当する場合はポイントを加算 (3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(4)及び(5)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント (5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント

		【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】	品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（品質の向上に関する目標） ・契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5カ年中3カ年平均又は前3カ年平均）の割合を上回る。 ・契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（％）が事業開始年の前年（前5カ年中3カ年平均）の割合（％）に対して ・Aランクの評価数量の割合が前年（前5カ年中3カ年平均又は前3カ年平均）の割合以上の場合 10ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90％以上 9ポイント 8ポイント以上増加 7ポイント 6ポイント以上増加 5ポイント 4ポイント以上増加 3ポイント 2ポイント未満増加 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・現状のAランクの評価数量の割合 90％以上 3ポイント 85％以上 2ポイント 80％以上 1ポイント 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも1つの技術、又は地下水位制御システムを導入 3ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前3カ年中の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。） 110％以上 3ポイント 105％以上 2ポイント 100％以上 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上 2ポイント 0％以上1.5％未満 1ポイント 、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
			品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（新品種の作付面積の増加に関する目標） ・事業実施地区における麦の新品種（注）の作付面積を2％以上増加 ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2％以上確保するものとする。 （注）平成11年以降に育成された品種 ・事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について 20％以上 9ポイント 15％以上 7ポイント 10％以上 5ポイント 5％以上 3ポイント 2％以上 1ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について 10％以上 9ポイント 8％以上 7ポイント 6％以上 5ポイント 4％以上 3ポイント 2％以上 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が 20％以上 3ポイント 15％以上 2ポイント 10％以上 1ポイント 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも1つの技術、又は地下水位制御システムを導入

				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前 3 カ年中の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。） 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、 にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年 5 月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして 4 ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（麦））】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（麦））】 処理量の増加に関する目標 ・農産物処理加工施設における国産農産物の処理量の割合を 3 ポイント以上増加		・国産農産物の処理量の増加について 15ポイント以上又は現状の国産農産物処理量の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・現状の国産農産物の使用量の割合 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、 にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年 5 月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして 4 ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。

				品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物(麦)）】品質向上に関する目標 ・農産物処理加工施設における国産農産物処理量について、契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5か年中3か年平均）の割合を上回る。	・国産農産物処理量における契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（％）が、事業開始年の前年（前5か年中3か年平均）の割合（％）に対して ・Aランクの評価数量の割合が前年（前5か年中3か年平均）の割合以上の場合 20ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80％以上 9ポイント 15ポイント以上増加 7ポイント 10ポイント以上増加 5ポイント 5ポイント以上増加 3ポイント 5ポイント未満増加 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・現状のAランクの評価数量の割合 50％以上 3ポイント 40％以上 2ポイント 30％以上 1ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 10％以上 2ポイント 5％以上 1ポイント ・事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 - 新製品を開発する取組を実施 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上 2ポイント 0％以上1.5％未満 1ポイント 、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
				品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物(麦)）】新品種の処理量の増加に関する目標 ・農産物処理加工施設における新品種（注）の処理量を2％以上増加 ただし、新たに新品種を処理する場合、全体に占める割合を2％以上確保するものとする。 （注）平成11年以降に育成された品種	・事業実施主体の処理量における新品種の処理量の増加割合について 20％以上 9ポイント 15％以上 7ポイント 10％以上 5ポイント 5％以上 3ポイント 2％以上 1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合、事業実施主体の処理量における新品種の処理量の割合について 10％以上 9ポイント 8％以上 7ポイント 6％以上 5ポイント 4％以上 3ポイント 2％以上 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのはのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施主体の処理量における新品種の占める割合が 20％以上 3ポイント 15％以上 2ポイント 10％以上 1ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 10％以上 2ポイント 5％以上 1ポイント

				・事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、 にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」(平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知)に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対策(大豆)】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(大豆))】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標) ・国産大豆の契約栽培割合(数量割合)が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。	・事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合、事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 或いは ・事業実施主体(加工施設の場所)が既に産地と行っている大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の割合が 80%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算 ・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体(加工施設の場所)が過去5年以上の契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体(加工施設の場所)が使用する大豆の等級のうち、過去3年間に1等、2等の平均使用割合が以下の場合には、ポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体(加工施設の場所)が契約栽培の際に、契約条件として数量以外に、60kg当たりの価格が契約内容に含まれる場合には、以下のポイントを加算 契約内容に価格が含まれる場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合にはポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体(加工施設の場所)が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント	

				上記、にかかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））（大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標） ・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。	・事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・9ポイント 25ポイント以上・・・7ポイント 20ポイント以上・・・5ポイント 15ポイント以上・・・3ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント - 又は、 ・新たに取り組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・9ポイント 25ポイント以上・・・7ポイント 20ポイント以上・・・5ポイント 15ポイント以上・・・3ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント - 或いは ・事業実施主体（加工施設の場所）が既に国産大豆を使用している場合、その使用量の割合について、事業開始年の前年の割合が 80%以上・・・9ポイント - 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 ・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去5年以上国産大豆を使用している場合、国産大豆の使用量の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 15ポイント以上・・・3ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の過去3年間の販売量の増加割合が、3年前と比較して以下の場合には、ポイントを加算 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の製造コストが、事業開始年の前年と比較して以下のように削減される見込みの場合には、ポイントを加算 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント - 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント - 上記、にかかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。	
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））（生産力向上に関する目標） ・作付面積若しくは摘採面積の拡大により、生産数量又は販売金額を10%以上増加	・事業対象農産物の生産数量又は販売金額の増加割合について 41%以上・・・9ポイント 33%以上・・・7ポイント 25%以上・・・5ポイント 17%以上・・・3ポイント	
	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】			

				ただし、新たに 取り組む場合に あっては、事業 実施地区に占 める生産数量 又は作付面積 の割合を5% 以上とする。 10%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合、事業対象農産物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間における事業対象農作物の生産数量若しくは販売金額の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たに取組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） 9ポイント以上・・・・・・・・ 3ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 1ポイント ・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント ・経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・ 1ポイント 、にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。					
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】（契約取引に関する目標）	・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加	ただし、新たに取組む場合に	・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について	20ポイント以上・・・・・・・・ 9ポイント	16ポイント以上・・・・・・・・ 7ポイント	13ポイント以上・・・・・・・・ 5ポイント	9ポイント以上・・・・・・・・ 3ポイント	5ポイント以上・・・・・・・・ 1ポイント

				又は、 ・新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たに取組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 、にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】（新たな茶種の導入に関する目標）			

				・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の割合を5ポイント以上増加 茶種とは、玉露、かぶせ茶、てん茶、せん茶、玉緑茶等とする。 ただし、新たに取組む場合にあっては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。 ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間ににおける事業対象農産物の従来とは異なる茶種の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
--	--	--	--	--

			なお、上記　と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた品質の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 （新たな共同栽培管理の実施に関する目標） ・全作付面積に占める共同栽培管理を5%以上実施 ただし、共同栽培管理とは、共同で行う摘採、防除又は施肥方法の調整の他、地域の実情に応じ設定するものとする。	・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は　のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・共同的な摘採、防除、施肥について 3つ実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2つ実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1つ実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、　に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び　に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、　にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記　と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。	
需要に応じた品質の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 （茶の樹齢構成の適正化に関する目標） ・需要に応じ、経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の割合を5%以上増加。 ただし、経済樹齢（34年）以下の茶樹が全体に占める割合を5%以上確保するものとする。	・経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合、茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は　のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間ににおける茶の経済樹齢（34年）以下の面積の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。	

			・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、新たにに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たにに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たにに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 、 にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 及びの中から1つ選択することを必須とする	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】（コスト削減に関する目標） 単位面積当たり費用合計を5%以上削減	・当該品目の10a当たり費用合計の削減について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

				上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。)に掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(労働時間の削減に関する目標) 単位面積当たり労働時間を5%以上削減		・当該品目の10a当たり労働時間の削減について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの労働時間の削減について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス^{注)}・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 注)超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別記のの第1にで規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね60%以下の価格であるものをいう。以下同じ。 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。	
生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(労働時間の削減に関する目標) 単位面積当たり労働時間を5%以上削減			

			上	滑化対策(果樹)】(単収の増加に関する目標) 単位面積当たり収量を5%以上増加 ・当該品目の10a当たり収量の増加について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの単収の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント - 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント 、 業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
			需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(契約取引の推進に関する目標) 全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加 ・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、 当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 - 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント - 以下のとおりポイントを加算。

				ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、 にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 （加工向け出荷量の増加に関する目標） 全出荷量又は全栽培面積に占める加工向け出荷量の割合を3ポイント以上増加			・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 ～ のいずれかによりポイントを加算 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

					上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 （加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標） 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加			・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料又は販売金額の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算

				ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。																																										
	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 、及び の中から１つ選択することを必須とする。	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】（コスト削減に関する目標） 以下のいずれか１つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を５％以上削減 ・流通コストを５％以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について <table> <tr><td>41％以上</td><td>・</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>31％以上</td><td>・</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>21％以上</td><td>・</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11％以上</td><td>・</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5％以上</td><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 又は、 ・当該品目の流通コストの削減について <table> <tr><td>41％以上</td><td>・</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>31％以上</td><td>・</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>21％以上</td><td>・</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11％以上</td><td>・</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5％以上</td><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント３ポイントを加算。 ただし、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に１回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、（１）に該当する場合はポイントを加算 （１）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合 ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、（２）及び（３）に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 （２）事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第２に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 <table> <tr><td>12人以上</td><td>・</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> （３）事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table> <tr><td>1.5％以上</td><td>・</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0％以上1.5％未満</td><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> （２）\（３）にかかわらず、加工・業務用野菜^注については、緊急ポイントとして、４ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 注）「加工・業務用野菜」とは、以下の要件をすべて満たしている品目のうち、輸入急増野菜に該当する品目を除くものをいう。以下同じ。 野菜のうち、「加工・業務用需要向けの野菜の生産拡大について」（平成19年７月９日付け19生産第2557号農林水産省野菜課長通知。以下「加工・業務用通知」という。）の２の（１）に規定する戦略的重点品目又は都道府県の戦略的重点品目であること。 の品目について「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第２の規定に基づき、加工・業務用需要への取組を拡大しようとする産地強化計画を策定していること。 産地強化計画について、加工・業務用通知の２の（２）により実施した点検・評価の結果、類型又はに区分された産地であること。	41％以上	・	9 ポイント	31％以上	・	7 ポイント	21％以上	・	5 ポイント	11％以上	・	3 ポイント	5％以上	・	1 ポイント	41％以上	・	9 ポイント	31％以上	・	7 ポイント	21％以上	・	5 ポイント	11％以上	・	3 ポイント	5％以上	・	1 ポイント	12人以上	・	2 ポイント	3人以上	・	1 ポイント	1.5％以上	・	2 ポイント	0％以上1.5％未満	・	1 ポイント
41％以上	・	9 ポイント																																												
31％以上	・	7 ポイント																																												
21％以上	・	5 ポイント																																												
11％以上	・	3 ポイント																																												
5％以上	・	1 ポイント																																												
41％以上	・	9 ポイント																																												
31％以上	・	7 ポイント																																												
21％以上	・	5 ポイント																																												
11％以上	・	3 ポイント																																												
5％以上	・	1 ポイント																																												
12人以上	・	2 ポイント																																												
3人以上	・	1 ポイント																																												
1.5％以上	・	2 ポイント																																												
0％以上1.5％未満	・	1 ポイント																																												
		生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】（労働時間の削減に関する目標） 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を５％以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について <table> <tr><td>41％以上</td><td>・</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>31％以上</td><td>・</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>21％以上</td><td>・</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11％以上</td><td>・</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5％以上</td><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・上記に加え、（１）\（２）又は（３）のいずれかによりポイントを加算 （１）事業実施主体として、以下の から までのうち、３つ全てに該当する場合は３ポイント、２つに該当する場合は２ポイント、１つに該当する場合は１ポイントを加算。 現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10a当たりの収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（１日５皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関す	41％以上	・	9 ポイント	31％以上	・	7 ポイント	21％以上	・	5 ポイント	11％以上	・	3 ポイント	5％以上	・	1 ポイント																											
41％以上	・	9 ポイント																																												
31％以上	・	7 ポイント																																												
21％以上	・	5 ポイント																																												
11％以上	・	3 ポイント																																												
5％以上	・	1 ポイント																																												

					るセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3 ポイント (3) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であつても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) 及び(6) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であつても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント (5)、(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であつても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(契約取引の推進に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を 5 ポイント以上増加			・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算 (1) 当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算。 現状の当該品目の 1 戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であつても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜

				産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(6) 及び (7) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (6) 事業費 1,000 万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 % 以上 1.5% 未満・・・・・・・・ 1 ポイント (6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 （加工向け出荷量の増加に関する目標） 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を 5 ポイント以上増加		・ 当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25 ポイント以上・・・・・・・・ 9 ポイント 20 ポイント以上・・・・・・・・ 7 ポイント 15 ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 10 ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1) ～ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が 30% 以上・・・・・・・・ 3 ポイント 20% 以上・・・・・・・・ 2 ポイント 10% 以上・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、 3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算。 現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術 2007 における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・ 超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・ 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(6) 及び (7) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (6) 事業費 1,000 万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手

					の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント (6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】 (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標) 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加			・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1) ~ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(6) 及び(7) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (6) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント (6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】	生産性向上	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】（施設園芸における省エネルギーに関する目標） ・施設園芸における燃料使用量を10%以上低減	・施設園芸における燃料使用量の削減について <table><tr><td>18%以上</td><td>9ポイント</td></tr><tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr><tr><td>14%以上</td><td>5ポイント</td></tr><tr><td>12%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） 次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） <table><tr><td></td><td>3ポイント</td></tr></table> ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践 カ 廃熱回収機の利用 キ 多段式サーモの利用 ク 循環扇の利用 ケ トンネル被覆の利用 コ 高保温性被覆資材の利用 サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙 1 第 1 の 2 の（ 2 ）のオの（キ）及びカの技術の利用 上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている <table><tr><td></td><td>2ポイント</td></tr></table> 年間の燃油消費量等について台帳をつけている <table><tr><td></td><td>1ポイント</td></tr></table> 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入 <table><tr><td></td><td>3ポイント</td></tr></table> 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 <table><tr><td></td><td>1ポイント</td></tr></table> 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（果樹については、果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年 3 月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第 2 に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。また、野菜については、野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第 2 に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。）について <table><tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table><tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr></table>	18%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	14%以上	5ポイント	12%以上	3ポイント	10%以上	1ポイント		3ポイント		2ポイント		1ポイント		3ポイント		1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0 %以上1.5%未満	1ポイント
	18%以上	9ポイント																														
16%以上	7ポイント																															
14%以上	5ポイント																															
12%以上	3ポイント																															
10%以上	1ポイント																															
	3ポイント																															
	2ポイント																															
	1ポイント																															
	3ポイント																															
	1ポイント																															
12人以上	2ポイント																															
3人以上	1ポイント																															
1.5%以上	2ポイント																															
0 %以上1.5%未満	1ポイント																															
	需要に応じた生産量の確保	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標） ・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制	・施設園芸における供給量の減少割合について <table><tr><td>5 %以内</td><td>9ポイント</td></tr><tr><td>10%以内</td><td>7ポイント</td></tr><tr><td>15%以内</td><td>5ポイント</td></tr><tr><td>20%以内</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>25%以内</td><td>1ポイント</td></tr></table> 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10 a 当たりの供給量について、 <table><tr><td>都道府県平均の110%以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>都道府県平均の105%以上</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>都道府県平均以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入 <table><tr><td></td><td>3ポイント</td></tr></table> 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 <table><tr><td></td><td>1ポイント</td></tr></table> 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、 1 つの事	5 %以内	9ポイント	10%以内	7ポイント	15%以内	5ポイント	20%以内	3ポイント	25%以内	1ポイント	都道府県平均の110%以上	3ポイント	都道府県平均の105%以上	2ポイント	都道府県平均以上	1ポイント		3ポイント		1ポイント									
5 %以内	9ポイント																															
10%以内	7ポイント																															
15%以内	5ポイント																															
20%以内	3ポイント																															
25%以内	1ポイント																															
都道府県平均の110%以上	3ポイント																															
都道府県平均の105%以上	2ポイント																															
都道府県平均以上	1ポイント																															
	3ポイント																															
	1ポイント																															

			業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（果樹については、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数とする。また、野菜については、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数とする。）について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機））】 【原油高騰対策（農業機械等（田植機））】 【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン））】 【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））】 【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））】 【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶））】 【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ））】 【原油高騰対策（農業機械等（飼種））】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を12%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 22.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】 【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】 【原油高騰対策（農業機械等（その他））】 【原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入））】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（田植機））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を22%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン））】（農業機械等利用における省エネ	

				ルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を14％以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 26％以上・・・9ポイント 23％以上・・・7ポイント 20％以上・・・5ポイント 17％以上・・・3ポイント 14％以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・・・2ポイント 0％以上1.5％未満・・・1ポイント
生産性向上		【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）	・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を16％以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 20％以上・・・9ポイント 19％以上・・・7ポイント 18％以上・・・5ポイント 17％以上・・・3ポイント 16％以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・・・2ポイント 0％以上1.5％未満・・・1ポイント	
生産性向上		【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）	・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20％以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 24％以上・・・9ポイント 23％以上・・・7ポイント 22％以上・・・5ポイント 21％以上・・・3ポイント 20％以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合	

				3 作業工程以上でつけている・・・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・・・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・・・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶）））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%又は24%以上低減	・荒茶加工施設の燃油の使用量の低減割合について 19%以上・・・ 9 ポイント 17%以上・・・ 7 ポイント 15%以上・・・ 5 ポイント 13%以上・・・ 3 ポイント 10%以上・・・ 1 ポイント 又は ・茶複合管理機の燃油の使用量の低減割合について 32%以上・・・ 9 ポイント 30%以上・・・ 7 ポイント 28%以上・・・ 5 ポイント 26%以上・・・ 3 ポイント 24%以上・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・・・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・ 1 ポイント	
	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ）））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 14%以上・・・ 9 ポイント 13%以上・・・ 7 ポイント 12%以上・・・ 5 ポイント 11%以上・・・ 3 ポイント 10%以上・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・・・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、1 つの事	

		業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント

				1 作業工程でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（その他））】 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）	・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減		・燃油の使用量の低減割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（省エネルギー））】 （農業機械等の利用にかかる労働時間の目標）	・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制		・10アール当たり労働時間の増加割合について 0 %以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5 %以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10 a 当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 都道府県平均の98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 都道府県平均以下・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ揚げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畳表】 いずれか2つまで選択可能。	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畳表】(いぐさ生産の経営規模の増加に関する目標) ・事業実施地区における、一戸当たりいぐさ作付面積を5%増加	・事業実施地区における、一戸当たりいぐさ作付面積の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して 全ての年の面積を上回っている・・・・・・・・・・3ポイント 2つの年の面積を上回っている・・・・・・・・・・2ポイント 1つの年の面積を上回っている・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・構造調整計画を策定していること・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回		輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畳表】(いぐさの高品質品種の普及に関する目標) ・産地全体において、高品質品種の作付面積を30%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、全体に占める割合を50%以上確保するものとする。 「高品質品種」とは、「いぐさ・畳表産地の構造改革の推進について(16生産第8394号平成17年4月27日農林水産省生産局長通知)」に基づき、産地が定めた「いぐさ・畳表構造調整計画」における「高品質品種」をいう。	・産地全体における高品質品種の作付面積の増加割合について 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 38%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 33%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、高品質品種の作付面積が全体に占める割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 58%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 55%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 53%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 事業実施地区等における現在の優良新品種の作付面積割合について 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント

				・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・構造調整計画を策定していること・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	輸入急増農産物におけるシェアの奪回	【いぐさ・畳表】(いぐさ生産の低コスト化に関する目標) ・事業実施地区における、畳表1枚当たり労働時間を10%以上削減	・事業実施地区における、畳表1枚当たり労働時間の削減割合について 18%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して 全ての年の面積を上回っている・・・・・・・・ 3 ポイント 2つの年の面積を上回っている・・・・・・・・ 2 ポイント 1つの年の面積を上回っている・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・構造調整計画を策定していること・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。	
	【輸入急増野菜】 いずれか2つまで選択可能。	輸入急増農産物におけるシェアの奪回	【輸入急増野菜】(コスト削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を5%以上削減 ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・当該品目の流通コストの削減割合について 41%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント	

			5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント
			上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3 ポイントを加算。 ただし、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1 回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。
			上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算 （1）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント
			上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【輸入急増野菜】（労働時間の削減に関する目標） ・単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5 %以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 上記に加え、（1）（2）又は（3）のいずれかによりポイントを加算 （1）事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は3 ポイント、2 つに該当する場合は2 ポイント、1 つに該当する場合は1 ポイントを加算 現状の当該品目の10 a 当たり労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10 a 当たり収量が「野菜生産出荷統計」若しくは「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1 日5 皿分（350 g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。） （2）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント （3）以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、（4）に該当する場合はポイントを加算 （4）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。	
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【輸入急増野菜】（病虫害による農作物被害の防止に関する目標）		

			産シェアの奪回	・病害虫の被害率を5ポイント以上低減	・病害虫の被害率の低減について <table><tr><td>25ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr><tr><td>20ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr><tr><td>15ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr><tr><td>10ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> 上記に加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体における現状の10 a 当たり単収量が、「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して <table><tr><td>15%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>10%以上高い</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>5 %以上高い</td><td>1ポイント</td></tr></table> (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・ 3ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。	25ポイント以上	9ポイント	20ポイント以上	7ポイント	15ポイント以上	5ポイント	10ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	15%以上高い	3ポイント	10%以上高い	2ポイント	5 %以上高い	1ポイント
25ポイント以上	9ポイント																				
20ポイント以上	7ポイント																				
15ポイント以上	5ポイント																				
10ポイント以上	3ポイント																				
5ポイント以上	1ポイント																				
15%以上高い	3ポイント																				
10%以上高い	2ポイント																				
5 %以上高い	1ポイント																				
			輸入急増農産物の奪回	【輸入急増野菜】(出荷規格の向上に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を 3 ポイント以上増加 ただし、事業実施後の当該割合が 30 % 以上であること ・秀品その他品質の上位規格品 (大きさ、外観品質、内部品質等) の割合の増加について <table><tr><td>15ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr><tr><td>12ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr><tr><td>9ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr><tr><td>6ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr><tr><td>3ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr></table> (事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること) 上記に加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、 3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、 2 つに該当する場合は 2 ポイント、 1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該高品質化野菜の販売価格が事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること (1 日 5 皿分 (350 g) 以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・ 3ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を	15ポイント以上	9ポイント	12ポイント以上	7ポイント	9ポイント以上	5ポイント	6ポイント以上	3ポイント	3ポイント以上	1ポイント							
15ポイント以上	9ポイント																				
12ポイント以上	7ポイント																				
9ポイント以上	5ポイント																				
6ポイント以上	3ポイント																				
3ポイント以上	1ポイント																				

			進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
輸入急増農産物における国の産シェアの奪回	【輸入急増野菜】(付加価値の向上に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(伝統野菜及び環境保全型農業による野菜、減農薬・減化学肥料栽培等による野菜) の割合を 5 ポイント以上増加 ただし、事業実施後の当該割合が 30 % 以上であること	・ブランド品の割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1)、(2) 又は(3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該高品質化野菜の販売価格が事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1 日 5 皿分(350 g) 以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) (2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3 ポイント (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。	
輸入急増農産物における国の産シェアの奪回	【輸入急増野菜】(契約取引の推進に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積のうち契約	・当該品目の契約取引割合の増加について	25ポイント以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント

				取引割合を 5 ポイント以上増加 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記に加え、（１）（２）又は（３）のいずれかによりポイントを加算。 （１）事業実施主体として、以下の から までのうち、３つ全てに該当する場合は３ポイント、２つに該当する場合は２ポイント、１つに該当する場合は１ポイントを加算 現状の当該品目の１戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（１日５皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。） （２）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3ポイント （３）以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、（４）に該当する場合はポイントを加算 （４）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、４ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。
輸入急増農産物におけるシェアの奪回	【輸入急増野菜】（加工向け出荷量の増大に関する目標） ・全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量を 5 ポイント以上増加			・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記に加え、（１）（２）又は（３）のいずれかによりポイントを加算。 （１）事業実施主体として、以下の から までのうち、３つ全てに該当する場合は３ポイント、２つに該当する場合は２ポイント、１つに該当する場合は１ポイントを加算 現状の当該品目の１戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（１日５皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。） （２）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・ 3ポイント （３）以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組

				を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 及び の中から 1 つを選択する。 とを必須とする。	輸入急増農産物に国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（コスト削減に関する目標） 以下のいずれか 1 つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を 5 % 以上削減 ・流通コストを 5 % 以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41% 以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 31% 以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 21% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・当該品目の流通コストの削減割合について 41% 以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 31% 以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 21% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 ただし、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に 1 回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、(1) に該当する場合はポイントを加算 (1) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
		輸入急増農産物に国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（労働時間の削減に関する目標） 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を 5 % 以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41% 以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 31% 以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 21% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1)、(2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算

					現状の当該品目の10a 当たり労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10a 当たり収量が「野菜生産出荷統計」若しくは「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。） （2）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント （3）以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、（4）に該当する場合はポイントを加算 （4）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	輸入急増に国産農産物のシェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（契約取引の推進に関する目標）全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加			・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記に加え、（1）～（4）のいずれかによりポイントを加算 （1）当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント （2）事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと （3）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント （4）以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの

				事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
輸入急増農産物におけるシェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 （加工向け出荷量の増加に関する目標） 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を 5 ポイント以上増加			・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上 9 ポイント 20ポイント以上 7 ポイント 15ポイント以上 5 ポイント 10ポイント以上 3 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント 上記に加え、(1) ～ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が 30%以上 3 ポイント 20%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術 2007 における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算

					(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
				輸入急増に国産農産物のシェアの奪回 【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 （加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標） 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を 2 % 以上増加	・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 10 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1) ~ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 8 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】	輸入急増に国産農産物のシェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 14%以上・・・9ポイント 13%以上・・・7ポイント 12%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2 作業工程でつけている・・・2ポイント 1 作業工程でつけている・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
		輸入急増に国産農産物のシェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】 （農業機械等の利用にかかる労働時間の目標） ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制	・10アール当たり労働時間の増加割合について 0%以下・・・9ポイント 1.5%以下・・・7ポイント 5%以下・・・5ポイント 7.5%以下・・・3ポイント 10%以下・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10 a 当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下・・・3ポイント 都道府県平均の98%以下・・・2ポイント 都道府県平均以下・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】	輸入急増に国産農産物のシェアの奪回	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】 （施設園芸における省エネルギー化に関する目標） ・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減	・施設園芸における燃料使用量の削減について 18%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント

					14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） 次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践 カ 廃熱回収機の利用 キ 多段式サーモの利用 ク 循環扇の利用 ケ トンネル被覆の利用 コ 高保温性被覆資材の利用 サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙 1 第 1 の 2 の（ 2 ）のオの（キ）及びカの技術の利用 上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 年間の燃油消費量等について台帳をつけている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標）	・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制			・施設園芸における供給量の減少割合について 5 %以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 10%以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15%以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25%以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10 a 当たりの供給量について、 都道府県平均の110%以上・・・・・・・・ 3 ポイント 都道府県平均の105%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 都道府県平均以上・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

	産地競争力の強化に向けた総合的推進	【生乳】	生産性向上	【生乳】（乳用牛飼養の低コスト化に関する目標） ・生乳100k g 当たり生産コストを8%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より8%以上削減とする。	・生乳100k g 当たり生産コストの削減割合について 13%以上・・・9ポイント 12%以上・・・7ポイント 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント - 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、生乳100k g 当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 13%以上・・・9ポイント 12%以上・・・7ポイント 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
			生産性向上	【生乳】（乳用牛飼養の省力化に関する目標） ・生乳100k g 当たり労働時間を9%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より9%以上削減とする。	・生乳100k g 当たり労働時間の削減割合について 26%以上・・・9ポイント 21%以上・・・7ポイント 17%以上・・・5ポイント 13%以上・・・3ポイント 9%以上・・・1ポイント - 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、生乳100k g 当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 26%以上・・・9ポイント 21%以上・・・7ポイント 17%以上・・・5ポイント 13%以上・・・3ポイント 9%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・3ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・2ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加

		算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【生乳】(乳用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・1頭当たり乳量を3%以上増加	・1頭当たり乳量の増加割合について 7%以上・・・・・・・・・・9ポイント 6%以上・・・・・・・・・・7ポイント 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の1頭当たり乳量の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【生乳】(乳用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・初産月齢を1.0%以上短縮	・初産月齢の短縮割合について 2.2%以上・・・・・・・・・・9ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・7ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の初産月齢の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を越える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上

		）受益頭数の占める割合が25％以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・・・2ポイント 0％以上1.5％未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【生乳】（畜産物加工施設の活用促進に関する目標） ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2％以上増加	・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10％以上・・・9ポイント 8％以上・・・7ポイント 6％以上・・・5ポイント 4％以上・・・3ポイント 2％以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45％以上・・・3ポイント 25％以上・・・2ポイント 5％以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・・・2ポイント 0％以上1.5％未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【生乳】（畜産物加工施設の活用促進に関する目標） ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20％以上増加	・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60％以上・・・9ポイント 50％以上・・・7ポイント 40％以上・・・5ポイント 30％以上・・・3ポイント 20％以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について

		45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【生乳】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合が5%以上増加	・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 35%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 加工した製品量が原料換算で以下の場合 乳製品、牛肉又はその他の大家畜の肉製品にあっては、 10t以上・・・3ポイント 5t以上・・・2ポイント 1t以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を用いた効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うため、クローン牛の作成頭数を1頭以上	・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うためのクローン牛の作成頭数の増加数について 5頭以上・・・9ポイント 4頭以上・・・7ポイント 3頭以上・・・5ポイント 2頭以上・・・3ポイント

				増加	1 頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりのクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の検証を実施した候補種雄牛の頭数が直近 3 年間の全国平均値に対して 3 頭以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 頭以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 頭以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)	・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うため、クローン胚の作成個数を 5 %以上増加	・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うため、クローン胚の作成個数について 9 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 7 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりのクローン胚の作成個数が直近 3 ヶ年の全国平均値に対して、 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)	・事業実施地区を含む地	・事業実施地区を含む地域内における D N A 解析技術を利用した効率	

				域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うため、DNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数を5%以上増加	的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うため、DNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して 30%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)	・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数を5%以上増加	・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して 30%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント		

				生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のために必要な、性判別受精卵の移植及び受胎頭数を5%以上増加	・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のために必要な、性判別受精卵の移植及び受胎頭数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 1機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
				生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のために必要な、性判別受精卵の生産・配布個数を5%以上増加	・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のため、性判別受精卵の生産・配布を行った個数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 1機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

				事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
【牛肉】	生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の低コスト化に関する目標) ・繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コストを7%以上削減 ・肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減 どちらかを選択 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より7%以上削減		・繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コスト、肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コスト、肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標) ・繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間を12%以上削減 ・肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減 どちらかを選択 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より12%以上削減		・繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント （ア）直近3年間の当該地区の繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント

		・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮	・繁殖における1頭当たり分娩間隔の短縮割合について 3.1%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の) を満たす場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント (ア)の) 又は(イ)の) を満たす場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント (ア)の) 又は(イ)の) を満たす場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント (ア)直近3年間の当該地区の分娩間隔の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・繁殖におけるほ育苗成時事故率を4.2%以上低減	・繁殖におけるほ育苗成時事故率の低減割合について 9.8%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8.4%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント

				5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント (ア)直近 3 年間の当該地区のほ育苗成時事故率の平均値 について)直近 3 年間の全国平均値の90%以下)直近 3 年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	・肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮	・肥育における肥育開始月齢の短縮割合について	5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・ 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・ 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・ 1 ポイント (ア)直近 3 年間の当該地区の肥育開始月齢平均値について)直近 3 年間の全国平均値の90%以下)直近 3 年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した

		取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・肥育における肥育終了月齢を2.7%以上短縮	・肥育における肥育終了月齢の短縮割合について 6.3%以上・・・9ポイント 5.4%以上・・・7ポイント 4.5%以上・・・5ポイント 3.6%以上・・・3ポイント 2.7%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の肥育終了月齢の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	

				・繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮 ・繁殖における子牛の出荷月齢の短縮割合について 5.6%以上・・・9ポイント 4.8%以上・・・7ポイント 4.0%以上・・・5ポイント 3.2%以上・・・3ポイント 2.4%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の繁殖における子牛の出荷月齢の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・繁殖における子牛の平均価格を2.4%以上増加	・繁殖における子牛の平均価格の増加割合について 5.6%以上・・・9ポイント 4.8%以上・・・7ポイント 4.0%以上・・・5ポイント 3.2%以上・・・3ポイント 2.4%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の繁殖における子牛の平均価格の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの		

		事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・地域増頭率と県全体増頭率を比較した場合の増加割合が10%以上増加	・地域増頭率と県全体増頭率を比較した場合の増加割合が 30%以上・・・・・・・・・・9ポイント 25%以上・・・・・・・・・・7ポイント 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の地域増頭率の平均について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	

		・事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と県平均を比較した際の削減割合が10%以上削減 ・事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と県平均を比較した際の削減割合について 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ(標準偏差)の平均について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント	
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・肥育にあっては出荷生産物に占めるA4、A5等級の向上割合が0.6%以上増加	・肥育にあっては出荷生産物に占めるA4、A5等級の向上割合について 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の、出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均について ）直近3年間の全国平均値の110%以上 ）直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・・・3ポイント	

		以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【牛肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2%以上増加	事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【牛肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加	・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・1ポイント

				上記のポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント	
需要に応じた生産量の確保	【牛肉】 （畜産物加工施設の活用促進に関する目標）	・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合が5%以上増加	・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上・・・・・・・・・・9ポイント 50%以上・・・・・・・・・・7ポイント 35%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記のポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 加工した製品量が原料換算で以下の場合 牛肉又はその他の大家畜の肉製品にあっては、 10t以上・・・・・・・・・・3ポイント 5t以上・・・・・・・・・・2ポイント 1t以上・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について		

		1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【牛肉】 （肉用牛の改良増殖に関する目標） 検定成績 現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均が1 %以上、又は間接検定の1 日平均増体量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均が1 %以上	検定成績 - 現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均、又は間接検定の1 日平均増体量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均について 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算 平成15年度から平成17年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の1 日平均増体量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均が 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 - 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【牛肉】 （肉用牛の改良増殖に関する目標） 育種価 日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑（BMSNo.）における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均が1 %以上増加	育種価 - 日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑（BMSNo.）における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均について 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算 平成15年度から平成17年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の1 日平均増体量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均が 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 - 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し

				た取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵の移植頭数を40頭以上増加	・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵の移植頭数の増加数について 80頭以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 70頭以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 60頭以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 50頭以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 40頭以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算 直近年度の肉用種受精卵の乳用種への移植頭数（新規の取り組みについては、目標頭数とする。）が 60頭以上／年・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50頭以上／年・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40頭以上／年・・・・・・・・・・ 1 ポイント	農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント
		以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント
		上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント	上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵を150個以上生産	・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵の生産個数の増加数について 230個以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 210個以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 190個以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 170個以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 150個以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算	

				採卵牛の育種価（日齢枝肉重量、BMSNo.）上位1／4の割合が 70%以上／年・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 60%以上／年・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 50%以上／年・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを 加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育　・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、　に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、　及び　に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】（肉用牛の生産性 向上に関する目標）	・事業実施地区を含む地 域内におけるクローン 技術を用いた効率的な 育種改良手法の実用化 のために必要な検討を 行うためのクローン牛 の作成頭数を1頭以上 増加	・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した効率的 な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うためのクローン 牛の作成頭数の増加数について 5頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 4頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 3頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	上記ポイントに加え、　又は　又は　のいずれかによりポイントを 加算 1機関当たりのクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の検 証を実施した候補種雄牛の頭数が直近3年間の全国平均値に対して 3頭以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2頭以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1頭以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを 加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育　・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、　に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、　及び　に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

		0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うためのクローン胚の作成個数を5 %以上増加	・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うためのクローン胚の作成個数について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりのクローン胚の作成個数が直近3 ヶ年の全国平均値に対して、 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うためのDNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数を5 %以上増加	・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うためのDNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりのDNA解析頭数が直近3 年間の全国平均値に対して 30%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数を5%以上増加	・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数の増加割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算 1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して 30%以上多い・・・3ポイント 20%以上多い・・・2ポイント 10%以上多い・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標) ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のために必要な性判別受精卵の移植及び受胎頭数を5%以上増加	・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のために必要な性判別受精卵の移植及び受胎頭数の増加割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算 1機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して 15%以上多い・・・3ポイント 10%以上多い・・・2ポイント 5%以上多い・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

				ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・２ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・１ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・１ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合・・・・・・・・・・１ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・２ポイント ３人以上・・・・・・・・・・１ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・２ポイント ０%以上1.5%未満・・・・・・・・・・１ポイント
	生産性向上	【牛肉】（肉用牛の生産性向上に関する目標） ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のための性判別受精卵生産・配布個数を５%以上増加	・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のための性判別受精卵生産・配布個数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・９ポイント 20%以上・・・・・・・・・・７ポイント 15%以上・・・・・・・・・・５ポイント 10%以上・・・・・・・・・・３ポイント ５%以上・・・・・・・・・・１ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算 １機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近３年間の全国平均値に対して 15%以上多い・・・・・・・・・・３ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・２ポイント ５%以上多い・・・・・・・・・・１ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・・・３ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・２ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・１ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・１ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合・・・・・・・・・・１ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・２ポイント ３人以上・・・・・・・・・・１ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・２ポイント ０%以上1.5%未満・・・・・・・・・・１ポイント	
【豚肉】	生産性向上	【豚肉】 （豚飼養の低コスト化に関する目標） ・肥育豚１頭当たり生産コストを６%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値の６%以上	・肥育豚１頭当たり生産コストの削減割合について 11%以上・・・・・・・・・・９ポイント ９%以上・・・・・・・・・・７ポイント ８%以上・・・・・・・・・・５ポイント ７%以上・・・・・・・・・・３ポイント ６%以上・・・・・・・・・・１ポイント	

				削減	又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては、肥育豚 1 頭当たり生産コストの地域の平均値に対する削減割合について 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
			生産性向上	【豚肉】 （豚飼養の省力化に関する目標） ・肥育豚 1 頭当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たにに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より13%以上削減	・肥育豚 1 頭当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては、肥育豚 1 頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント （ア）直近 3 年間の当該地区の肥育豚 1 頭当たり労働時間の平均値について ）直近 3 年間の全国平均値の90%以下 ）直近 3 年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

生産性向上	【豚肉】 （豚飼養の生産性向上に関する目標） 年間分娩回数を1.1%以上増加	- 年間分娩回数の増加割合について 2.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 2.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の）及び（イ）の）を満たす場合・・・・・・・・・・ 3ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合・・・・・・・・・・ 2ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合・・・・・・・・・・ 1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の年間分娩回数の平均値について ）直近3年間の全国平均値の110%以上 ）直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【豚肉】 （豚飼養の生産性向上に関する目標） 事故率を24%以上低減	- 事故率（出生から出荷まで）の低減割合について 56%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 48%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 32%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の）及び（イ）の）を満たす場合・・・・・・・・・・ 3ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合・・・・・・・・・・ 2ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合・・・・・・・・・・ 1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の事故率の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した

		た取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【豚肉】 （豚飼養の生産性向上に関する目標） ・出荷生産物に占める上物率の向上割合が1.5%以上増加	・出荷生産物に占める上物率の向上割合について 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・9ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・7ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の出荷生産物に占める上物率の平均値について ）直近3年間の全国平均値の110%以上 ）直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【豚肉】 （豚飼養の生産性向上に関する目標） ・1腹産子数の向上割合が0.25%以上増加	・1腹産子数の向上割合について 1.25%以上・・・・・・・・・・・・・9ポイント 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・7ポイント 0.75%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.50%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント

				0.25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の1腹産子数の向上割合の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標) ・1日平均増体重の向上割合が0.25%以上増加		・1日平均増体重の向上割合について 1.25%以上・・・・・・・・・・9ポイント 1.00%以上・・・・・・・・・・7ポイント 0.75%以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の1日平均増体重の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算	

		本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2%増加	・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加	・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 12人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 1.5%以上・・・2ポイント
 0%以上1.5%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保	【豚肉】（畜産物加工施設の活用促進に関する目標） ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合が5%以上増加	・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 35%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 加工した製品量が原料換算で以下の場合 豚肉その他の中小家畜又は家きんの肉製品にあつては、 5 t 以上・・・3ポイント 2 t 以上・・・2ポイント 0.5 t 以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
--------------	---	---

生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【豚肉】（豚の改良増殖に関する目標） ・能力（1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価等）を0.5%以上向上	・能力（1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価等）の向上割合について 2.5%以上・・・9ポイント 2.0%以上・・・7ポイント 1.5%以上・・・5ポイント 1.0%以上・・・3ポイント 0.5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.5%以上高い・・・3ポイント 1.5%以上高い・・・2ポイント 0.5%以上高い・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷
-----------------------	---	---

				した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)	・飼養頭数を5%以上増加 ただし、生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養頭数の事業実施地区を含む地域における平均値より5%以上増加	・当該銘柄の飼養頭数の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント	又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養頭数の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対する増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
			上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の飼養頭数について、都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の飼養頭数に対して 20%以上多い・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上多い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・1ポイント	
			以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント	
			・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント	
			・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント	
			上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント	
			上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント	
			事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント	
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)	・生産量(産肉量)を5%以上増加 ただし、飼養頭数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量(産肉量)の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対して5%以上増加	・当該銘柄の生産量(産肉量)の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント	又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量(産肉量)の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対する増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント

		5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の生産量について都道府県における銘柄豚の把握可能な直 近年度の生産量に対して 20%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの 事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【豚肉】(豚の改良増殖に 関する目標) ・肥育豚 1 頭当たり生産 コストを 3 %以上削減 ただし、新たに取り 組む場合にあつては、 肥育豚 1 頭当たりの生 産コストが地域の平均 値より 3 %以上削減	・肥育豚 1 頭当たり生産コストの削減割合について 5.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあつては、肥育豚 1 頭当たり生産コストが事 業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 5.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減の取組を推進するため、 コストの削減に関する取組を進める場合には 3 ポイントを加算 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【豚肉】(豚の改良増殖に 関する目標) ・肥育豚 1 頭当たり労働 時間を6.5%以上削減 ただし、新たに取り 組む場合にあつては、 肥育豚 1 頭当たり労働 時間の事業実施地区を 含む地域の平均値より 6.5%以上削減	・肥育豚 1 頭当たり労働時間の削減割合について 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあつては、肥育豚 1 頭当たり労働時間の事業 実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算

			以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・・・・ 3 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・ 2 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・ 1 ポイント （ア）直近 3 年間の当該地区の肥育豚 1 頭当たり労働時間の削減割合の平均値について ）直近 3 年間の全国平均値の90%以下 ）直近 3 年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・ 1 ポイント
【鶏肉】	生産性向上	【鶏肉】(肉用鶏飼養の低コスト化に関する目標) ・ブロイラー100羽当たり生産コストを 8 %以上削減 ただし、新たに取組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値の 8 %以上削減とする。	・ブロイラー100羽当たり生産コストの削減割合について 19%以上・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・ 5 ポイント 11%以上・・・・・・ 3 ポイント 8 %以上・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合にあっては、ブロイラー100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 19%以上・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・ 5 ポイント 11%以上・・・・・・ 3 ポイント 8 %以上・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【鶏肉】(肉用鶏飼養の省力化に関する目標) ・ブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取組む場合にあっては、	・ブロイラー100羽当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・・・・ 9 ポイント 20%以上・・・・・・ 7 ポイント 18%以上・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・ 3 ポイント

				地域の平均値より13%以上削減 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては、ブロイラー100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区のブロイラー100羽当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)	・育成率を0.2%以上増加	・育成率の増加割合について	0.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
				0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
				0.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
				0.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
				0.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
				上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算
				以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算
				(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・3ポイント
				(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・2ポイント
				(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・1ポイント
				(ア)直近3年間の当該地区の育成率の増加割合の平均値について
				)直近3年間の全国平均値の110%以上
				)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
				(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について
				)受益羽数の占める割合が50%以上
				)受益羽数の占める割合が25%以上
				以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
				ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
				・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント

				・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)	・飼料要求率の向上割合が0.25%以上増加	・飼料要求率の向上割合について 1.00%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の) を満たす場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント (ア)の) 又は(イ)の) を満たす場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント (ア)の) 又は(イ)の) を満たす場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント (ア) 直近 3 年間の当該地区の飼料要求率の平均値について) 直近 3 年間の全国平均値の110%以上) 直近 3 年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ) 直近 3 年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について) 受益羽数の占める割合が50%以上) 受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
生産性向上	【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)	・49日齢時体重の向上割合が0.25%以上増加	・49日齢時体重の向上割合について 1.00%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算	

				(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント (ア)直近 3 年間の当該地区の49日齢時体重の平均値について)直近 3 年間の全国平均値の110%以上)直近 3 年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近 3 年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が 2 %以上増加	・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合	10%以上 9 ポイント 8 %以上 7 ポイント 6 %以上 5 ポイント 4 %以上 3 ポイント 2 %以上 1 ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算する。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に仕向ける割合について 45%以上 3 ポイント 25%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント

		0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) 出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加	- 出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記のポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 (畜産物加工施設の活用促進に関する目標) 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合5 %以上増加	- 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記のポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 豚肉その他の中小家畜又は家さんの肉製品にあっては、5 t 以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 t 以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.5 t 以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 （肉用鶏の改良増殖に関する目標） ・能力（飼料要求率、49日齢時体重等）を0.5%以上向上	・能力（飼料要求率、49日齢時体重等）の向上割合について 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 0.9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 （肉用鶏の改良増殖に関する目標） ・当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加 ただし、生産量の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より5%以上増加	・当該銘柄の飼養羽数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の飼養羽数について都道府県が独自に設定した値に対して 25%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算

		本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 （肉用鶏の改良増殖に関する目標） 当該銘柄の生産量（産肉量）を5%以上増加 ただし、飼養羽数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあつては、当該銘柄の生産量（産肉量）が事業実施地区を含む地域の平均値より5%以上増加	- 当該銘柄の生産量の増加割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 又は、 - 新たに取り組む場合にあつては、当該銘柄の生産量の地域の平均値に対する増加割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の生産量について都道府県が独自に設定した値に対して 25%以上多い・・・3ポイント 15%以上多い・・・2ポイント 5%以上多い・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 （肉用鶏の改良増殖に関する目標） 銘柄鶏100羽当たり生産コストを4.0%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より4.0%以上削減	- 銘柄鶏100羽当たり生産コストの削減割合について 9.5%以上・・・9ポイント 8.0%以上・・・7ポイント 6.5%以上・・・5ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 4.0%以上・・・1ポイント 又は、 - 新たに取り組む場合にあつては、銘柄鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 9.5%以上・・・9ポイント 8.0%以上・・・7ポイント 6.5%以上・・・5ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 4.0%以上・・・1ポイント

					上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント		
	生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 （肉用鶏の改良増殖に関する目標） ・銘柄鶏100羽当たり労働時間を6.5%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より6.5%以上削減	・銘柄鶏100羽当たり労働時間の削減割合について 11.5%以上・・・・・・・・・・9ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・7ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、銘柄鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 11.5%以上・・・・・・・・・・9ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・7ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント	上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の銘柄鶏100羽当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について ）受益羽数の占める割合が50%以上 ）受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント	上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント	上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント	事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上	【鶏肉】(処理・加工コスト低減に関する目標) ・ 1 万羽当たり処理・加工コストを 1 % 以上削減	・ 1 万羽当たり処理・加工コストの削減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 食鳥処理施設の年間処理羽数について (ブロイラーにあっては) 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (成鶏にあっては) 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 % 以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【鶏肉】(生産量の増加に関する目標) ・ 受益農家全体の生産量を 1 % 以上増加 ただし、新たに組み込む場合にあっては、受益農家全体の生産量(出荷羽数)がブロイラーにあっては概ね600万羽以上、成鶏にあっては概ね200万羽以上	・ 受益農家の生産量の増加割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 又は、 ・ 新たに組み込む場合にあっては、受益農家全体の生産量(出荷羽数)が - ブロイラーにあっては、 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 570万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 510万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 成鶏にあっては、 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 190万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 170万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 食鳥処理施設の年間処理羽数について (ブロイラーにあっては) 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (成鶏にあっては) 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

		1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【鶏肉】(省力化に関する目標) ・ 1 万羽当たり労働時間を 1 %以上削減	・ 1 万羽当たり労働時間の削減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 食鳥処理施設の年間処理羽数について (ブロイラーにあっては) 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (成鶏にあっては) 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【鶏肉】(高付加価値化に関する目標) ・ 高付加価値製品(銘柄鶏、加工品など)の生産量を 1 %以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値製品の割合が 1 %以上	・ 高付加価値製品(銘柄鶏、加工品など)の生産量の増加割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・ 新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値製品(銘柄鶏、加工品など)の割合が 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 食鳥処理施設の年間処理羽数について (ブロイラーにあっては) 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (成鶏にあっては) 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		【鶏卵】	生産性向上	【鶏卵】(採卵鶏飼養の低コスト化に関する目標) 採卵鶏100羽当たり生産コストを8%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より8%以上削減	- 採卵鶏100羽当たり生産コストの削減割合について 19%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント - 又は、 - 新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 19%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
			生産性向上	【鶏卵】(採卵鶏飼養の省力化に関する目標) 採卵鶏100羽当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、実施地区を含む地域の平均値の13%以上削減	- 採卵鶏100羽当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント - 又は、 - 新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 23%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の鶏卵100kg当たり労働時間の平均値について - 直近3年間の全国平均値の90%以下 - 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について - 受益羽数の占める割合が50%以上 - 受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算

		本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【鶏卵】(採卵鶏飼養の生産性向上に関する目標) ・産卵率0.3%以上向上	・産卵率の向上割合について 0.7%以上・・・9ポイント 0.6%以上・・・7ポイント 0.5%以上・・・5ポイント 0.4%以上・・・3ポイント 0.3%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区の産卵率の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【鶏卵】(採卵鶏飼養の生産性向上に関する目標) ・年間産卵量の向上割合が0.25%以上増加	・年間産卵量の向上割合について 1.00%以上・・・9ポイント 0.80%以上・・・7ポイント 0.65%以上・・・5ポイント 0.45%以上・・・3ポイント 0.25%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算

					以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント （ア）直近 3 年間の当該地区の年間産卵量の平均値について ）直近 3 年間の全国平均値の110%以上 ）直近 3 年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の110%以上 （イ）直近 3 年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について ）受益羽数の占める割合が50%以上 ）受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	生産性向上	【鶏卵】（採卵鶏飼養の生産性向上に関する目標） ・飼料要求率の向上割合が0.25%以上増加			・飼料要求率の向上割合について 1.00%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 2 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント （ア）直近 3 年間の当該地区の飼料要求率の平均値について ）直近 3 年間の全国平均値の110%以上 ）直近 3 年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の110%以上 （イ）直近 3 年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について ）受益羽数の占める割合が50%以上 ）受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性
 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである
 場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加
 算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ
 の事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 12人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 1.5%以上・・・2ポイント
 0%以上1.5%未満・・・1ポイント

需要に応じ た生産量の 確保	【鶏卵】(畜産物加工施設 の活用促進に関する目標) ・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加	・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に 仕向ける割合について 45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
-------------------------------	---	---

需要に応じ た生産量の 確保	【鶏卵】(畜産物加工施設 の活用促進に関する目標) ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加	・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕 向ける割合について 45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。
-------------------------------	--	--

		・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 （畜産物加工施設の活用促進に関する目標） ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合5%以上増加	・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 35%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 加工した製品量が原料換算で以下の場合 豚肉その他の中小家畜又は家きんの肉製品にあっては、 5t以上・・・3ポイント 2t以上・・・2ポイント 0.5t以上・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 （採卵鶏の改良増殖に関する目標） ・能力（年間産卵量、飼料要求率等）を0.5%以上向上	・能力（年間産卵量、飼料要求率等）の向上割合について 2.0%以上・・・9ポイント 1.6%以上・・・7ポイント

					1.3%以上・・・5ポイント 0.9%以上・・・3ポイント 0.5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.5%以上高い・・・3ポイント 1.5%以上高い・・・2ポイント 0.5%以上高い・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント																								
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)	・当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加 ただし生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値より5%以上増加	・当該銘柄の飼養羽数の増加割合について	25%以上・・・9ポイント	20%以上・・・7ポイント	15%以上・・・5ポイント	10%以上・・・3ポイント	5%以上・・・1ポイント	又は、	・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について	25%以上・・・9ポイント	20%以上・・・7ポイント	15%以上・・・5ポイント	10%以上・・・3ポイント	5%以上・・・1ポイント	上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算	当該銘柄の飼養羽数について都道府県が独自に設定した値に対して	25%以上多い・・・3ポイント	15%以上多い・・・2ポイント	5%以上多い・・・1ポイント	以下の場合には、以下のとおりポイントを加算	ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。	・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント	・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント	・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント	上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算	本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント	上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。	ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

		事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標) ・当該銘柄の鶏卵の生産量を5 %以上増加 ただし、飼養羽数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、実施地区を含む地域の平均値より5 %以上増加	・当該銘柄の鶏卵の生産量の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の生産量について都道府県が独自に設定した値に対して 25%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標) ・採卵鶏100羽当たり生産コストを4.0%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より4.0%以上削減	・採卵鶏100羽当たり生産コストの削減割合について 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。

		上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 （採卵鶏の改良増殖に関する目標） ・採卵鶏100羽当たり労働時間を6.5%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より6.5%以上削減	・採卵鶏100羽当たり労働時間の削減割合について 11.5%以上・・・9ポイント 10.0%以上・・・7ポイント 9.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・3ポイント 6.5%以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 11.5%以上・・・9ポイント 10.0%以上・・・7ポイント 9.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・3ポイント 6.5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合 ・・・3ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・2ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の鶏卵100kg当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について ）受益羽数の占める割合が50%以上 ）受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント

			生産性向上 【鶏卵】(処理・加工コスト低減に関する目標) ・鶏卵１トン当たり処理加工コストを１％以上削減	・鶏卵１トン当たり処理・加工コストの削減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する鶏卵処理施設の１日当たりの処理量 13トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 8トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0％以上1.5%未満・・・・・・・・ 1ポイント
			生産性向上 【鶏卵】(出荷量の増加に関する目標) ・受益農家の鶏卵生産量を１％以上増加 ただし、新たに組み込む場合にあっては、受益農家全体の生産量が概ね10トン以上	・受益農家の鶏卵生産量の増加割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・新たに組み込む場合にあっては、受益農家全体の鶏卵生産量について 26トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 16トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 13トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する鶏卵処理施設の１日当たりの処理量 13トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 8トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0％以上1.5%未満・・・・・・・・ 1ポイント
			生産性向上 【鶏卵】(省力化に関する目標) ・鶏卵１トン当たり労働時間を１％以上削減	・鶏卵１トン当たり労働時間の削減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する鶏卵処理施設の１日当たりの処理量

				13トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 8 トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
【馬及び特 用家畜】	生産性向上	【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) [特用家畜のうち地鶏等の家きん] ・当該家畜の飼養羽数を25%以上増加 ただし生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに組み込む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均飼養羽数以上の取組とする。 〔馬及び特用家畜〕 ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数を5 %以上増加 ただし、生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに組み込む場合にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。	・当該家畜の飼養羽数の増加割合について 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに組み込む場合にあっては、当該家畜の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに組み込む場合にあっては、農家1戸あたりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対する増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 馬にあっては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 特用家畜にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定)に対して 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性	

		が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) [特用家畜のうち地鶏等の家さん] - 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)を25%以上増加 ただし、飼養頭羽数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均生産量(産肉量)以上の取組とする。 【その他】 【馬及び特用家畜】 - 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)を0.4%以上増加 ただし、飼養頭羽数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)が全国平均値(または、都道府県が独自に設定した数値)以上の取組みとする。	- 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の増加割合について 125%以上・・・9ポイント 100%以上・・・7ポイント 75%以上・・・5ポイント 50%以上・・・3ポイント 25%以上・・・1ポイント 又は、 - 新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 100%以上・・・9ポイント 75%以上・・・7ポイント 50%以上・・・5ポイント 25%以上・・・3ポイント 0%以上・・・1ポイント - 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の増加割合について 2.0%以上・・・9ポイント 1.6%以上・・・7ポイント 1.2%以上・・・5ポイント 0.8%以上・・・3ポイント 0.4%以上・・・1ポイント 又は、 - 新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)が全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対しての増加割合について 1.6%以上・・・9ポイント 1.2%以上・・・7ポイント 0.8%以上・・・5ポイント 0.4%以上・・・3ポイント 0.0%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、からまでのいずれかによりポイントを加算 馬にあっては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して 15%以上高い・・・3ポイント 10%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント 特用家畜にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定)に対して 15%以上多い・・・3ポイント 10%以上多い・・・2ポイント 5%以上多い・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント - 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。

		ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【馬及び特用家畜】(馬の改良増殖に関する目標) ・馬の生産技術(生産率)を0.5%以上向上 ただし、新たに取り組む場合にあっては、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。	・馬の生産技術(生産率)の向上割合について 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対しての増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 馬にあっては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【馬及び特用家畜】(特用家畜の改良増殖に関する目標) 〔地鶏等を除く特用家畜〕 ・当該家畜(当該銘柄)の能力を0.5%以上向上 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の能力の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上とする。	・当該家畜(当該銘柄)の能力の向上割合について 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の能力の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値の向上割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

		0.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 特用家畜にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定）に対して 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) ・生産コストを5%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値の5%以上削減	・生産コストの削減割合について 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) ・労働時間を5%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値の5%以上削減	・労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント

					10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・ 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・ 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・ 1 ポイント (ア)直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数の割合について)受益頭羽数の占める割合が50%以上)受益頭羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
			【飼料増産】(飼料作物の増産に関する目標) ・飼料収穫・収集面積を3 %以上又は0.5ha以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、飼料収穫・収集面積を0.5ha以上増加	生産性向上	【飼料増産】 耕種作物 活用型飼料 増産について も本目標 を適用 ・飼料収穫・収集面積の増加について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 若しくは、 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 1.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料収穫・収集面積の増加について 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 1.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算 1 飼料収穫・収集面積が 6.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 新たに取り組む場合にあっては、以下の から までのいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント

					1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 認定農業者数が 3 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.00倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、 2 成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、 5 ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。
生産性向上	【飼料増産】(飼料作物の省力化に関する目標)	・労働時間を 2 % 以上削減	ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より 2 % 以上削減	・労働時間の削減について	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均からの削減について 10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の 1 から 4 までのいずれかによりポイントを加算 1 労働時間が、北海道・都府県の数値（ただし、地域で算出された労働時間の数値を用いても可。）に対して 95% 以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 100% 以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 105% 以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 新たに取り組む場合にあっては、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0ha 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0ha 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5ha 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0ha 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 認定農業者数が 3 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.00倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント

		0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。
生産性向上	【飼料増産】（飼料の増産に関する目標） ・飼料自給率を2%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上増加	・飼料自給率の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均からの増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算 1 飼料自給率が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。）に対して 105%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 新たに取り組む場合については、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 認定農業者数が 3名以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2名以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1名以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.00倍以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント

		・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。
生産性向上	【飼料増産】（飼料の低コスト化に関する目標） ・飼料生産コストを2%以上削減 ただし、新たに取組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上削減	・飼料生産コストの削減について 10%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合にあっては、飼料生産コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について 10%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。
生産性向上	【飼料増産】（飼料の増産に関する目標） ・単収を3%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあっては、地域の平均値より3%以上増加	・単収の増加について 15%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の単収の平均値からの増加について 15%以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算 1 飼料の単収が、都道府県別の数値（ただし、地域で算出した単収の値を用いても可。）に対して 105%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 新たに取組む場合については、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が

					3.0ha以上・・・3ポイント 2.5ha以上・・・2ポイント 2.0ha以上・・・1ポイント 認定農業者数が 3名以上・・・3ポイント 2名以上・・・2ポイント 1名以上・・・1ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・3ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・3ポイント 1.00倍以上・・・2ポイント 0.98倍以上・・・1ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。
生産性向上	【飼料増産】 （飼料の増産に関する目標） ・受託農家戸数を3%以上増加、もしくは1戸以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数を1戸以上増加				・受託農家戸数の増加について 20%以上・・・9ポイント 10%以上・・・7ポイント 7%以上・・・5ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・1ポイント 若しくは、 5戸以上・・・9ポイント 4戸以上・・・7ポイント 3戸以上・・・5ポイント 2戸以上・・・3ポイント 1戸以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数の増加について 5戸以上・・・9ポイント 4戸以上・・・7ポイント 3戸以上・・・5ポイント 2戸以上・・・3ポイント 1戸以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算 1 受託面積が 6.0ha以上・・・3ポイント 5.0ha以上・・・2ポイント 4.0ha以上・・・1ポイント 2 新たに取り組む場合については、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・3ポイント 2.0ha以上・・・2ポイント 1.0ha以上・・・1ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・・・3ポイント 2.5ha以上・・・2ポイント 2.0ha以上・・・1ポイント 認定農業者数が 3名以上・・・3ポイント 2名以上・・・2ポイント 1名以上・・・1ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・3ポイント

		事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.00倍以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。
生産性向上	【食品残さ飼料利用】（食品残さ飼料利用に関する目標） ・飼料自給率を2ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2ポイント以上増加	・飼料自給率について 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均から 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算 1 飼料自給率が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。）に対して 105%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 新たに取り組む場合については、以下の又はのいずれかによりポイントを加算 認定農業者数が 3名以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2名以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1名以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施地区を含む地域の家畜（牛、豚）の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.00倍以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

				上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、2 成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5 ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。
	生産性向上	【食品残さ飼料利用】（食品残さ飼料利用に関する目標） ・飼料コストを2 % 以上削減（ただし、食品残さ飼料利用によるものであること） ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2 % 以上削減	・飼料コストの削減について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3 ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 家畜飼養管理施設において、2 成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5 ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。	
【多角的農作業コントラクター育成】（飼料作物）	生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】（飼料作物）（飼料作物の増産に関する目標） ・飼料収穫・収集面積を3 % 以上又は0.5ha以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、飼料収穫・収集面積を0.5ha以上増加	・飼料収穫・収集面積の増加について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 若しくは、 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ポイント 1.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 0.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料収穫・収集面積の増加について 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ポイント 1.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 0.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の1 から4 までのいずれかによりポイントを加算 1 飼料収穫・収集面積が 6.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 4.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 2 新たに取り組む場合については、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 認定農業者数が 3 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ポイント 2 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント 1 名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ポイント 主として取り組む地域が飼料増産重点地区である・・・・・・・・・・3 ポイント	

				事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.00倍以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物) (飼料作物の省力化に関する目標) ・労働時間を 2 % 以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より 2 % 以上削減			・労働時間の削減について 10%以上・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均からの削減について 10%以上・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の 1 から 4 までのいずれかによりポイントを加算 1 労働時間が、北海道・都府県の数値(ただし、地域で算出された労働時間の数値を用いても可。)に対して。 95%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 105%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 新たに取り組む場合については、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 認定農業者数が 3 名以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 名以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 名以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.00倍以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物) (飼料の増産に関する目標) ・飼料自給率を2%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より2%以上増加	・飼料自給率の増加について 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあつては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均からの増加について 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算 1 飼料自給率が、全国の数値(ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。)に対して 105%以上・・・3ポイント 100%以上・・・2ポイント 95%以上・・・1ポイント 2 新たに取り組む場合については、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・3ポイント 2.0ha以上・・・2ポイント 1.0ha以上・・・1ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・・・3ポイント 2.5ha以上・・・2ポイント 2.0ha以上・・・1ポイント 認定農業者数が 3名以上・・・3ポイント 2名以上・・・2ポイント 1名以上・・・1ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・3ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・3ポイント 1.00倍以上・・・2ポイント 0.98倍以上・・・1ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物) (飼料の低コスト化に関する目標) ・飼料生産コストを2%以上削減	・飼料生産コストの削減について 10%以上・・・9ポイント

				ただし、新たに 取り組む場合に あつては、地 域の平均値より 2 % 以上削減 又は、 ・新たに 取り組む場合に あつては、飼料 生産コストの事 業実施地区を含 む地域の平均か らの削減につい て 10 % 以上 9 ポイント 8 % 以上 7 ポイント 6 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 1 ポイント 上記ポイントに加 え、食料供給コ スト縮減特別ポ イント 3 ポイント を加算。 上記ポイントに加 え、 に該当する 場合はポイント を加算 本成果目標が、 事業実施主体の 所在する都道府 県において、重 要性が高いもの として設定され た 3 つまでの成 果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加 え、飼料増産に 資する取組は、 4 ポイントを加 算 ただし、達成す べき成果目標を 2 つ掲げた場合 であっても、 1 つの事業計画に つき 1 回の加算 とする。	
生産性向上	【多角的農作業 コントラクター 育成】(飼料作物) (飼料の増産に 関する目標) ・単収を 3 % 以 上増加 ただし、新たに 取り組む場合に あつては、地域 の平均値より 3 % 以上増加	・単収の増加につ いて 15 % 以上 9 ポイント 10 % 以上 7 ポイント 7 % 以上 5 ポイント 5 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 1 ポイント 又は、 ・新たに 取り組む場合に あつては、単収 の地域の平均か らの増加につ いて 15 % 以上 9 ポイント 10 % 以上 7 ポイント 7 % 以上 5 ポイント 5 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 1 ポイント 上記ポイントに加 え、以下の 1 から 4 までのいずれか によりポイント を加算 1 飼料の単収が、 都道府県別の数 値（ただし、地 域で算出した単 収の数値を用い ても可。）に対 して 105 % 以上 3 ポイント 100 % 以上 2 ポイント 95 % 以上 1 ポイント 2 新たに 取り組む場合に ついては、以下の から のい ずれかにより ポイントを加算 初年度の計画に おいて飼料収穫 ・収集面積が 3.0ha 以上 3 ポイント 2.0ha 以上 2 ポイント 1.0ha 以上 1 ポイント 初年度の計画に おいて受託面積 が 3.0ha 以上 3 ポイント 2.5ha 以上 2 ポイント 2.0ha 以上 1 ポイント 認定農業者数が 3 名以上 3 ポイント 2 名以上 2 ポイント 1 名以上 1 ポイント 主として 取り組む地域が 飼料増産重点地 区である 3 ポイント 事業実施地区を 含む地域の牛の 飼養頭数の増加 が 1.02 倍以上 3 ポイント 1.00 倍以上 2 ポイント 0.98 倍以上 1 ポイント 3 農業新技術 2007における 以下の取組を実 施する場合には ポイントを加算 ・稲発酵粗飼料 を全期間給与し た肉用牛肥育 3 ポイント 4 以下の 場合には、以下 のとおりポイント を加算 ただし、達成す べき成果目標を 2 つ掲げた場合 であっても、 1 つの事業計画に つき 1 回の加算 とする。 ・事業実施主体 若しくはその構 成員が取得した 知的財産権を活 用した取組を進 める場合又は事 業実施主体若し くはその構成員 が生産・出荷し た農畜産物につ いて、関係協同 組合が取得した 商標権を活用し た取組を進める 場合 2 ポイント ・事業実施主体 若しくはその構 成員が出願中の 知的財産を活用 した取組を進め る場合又は事業 実施主体若しく はその構成員が 生産・出荷した 農畜産物につい て、関係協同組 合が商標権取得 のために出願中 の商標を活用し た取組を進める 場合 1 ポイント ・事業実施主体 若しくはその構 成員が農林水産 物・食品地域ブ ランド化支援事 業を実施する場 合 1 ポイント 上記ポイントに加 え、 に該当する 場合はポイント を加算 本成果目標が、 事業実施主体の 所在する都道府 県において、重 要性が高いもの として設定され た 3 つまでの成 果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント			

				上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。
	生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】 (飼料の増産に関する目標) ・受託農家戸数を3 %以上増加、もしくは1 戸以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数を1 戸以上増加	・受託農家戸数の増加について 20%以上・・・9 ポイント 10%以上・・・7 ポイント 7 %以上・・・5 ポイント 5 %以上・・・3 ポイント 3 %以上・・・1 ポイント 若しくは、 5 戸以上・・・9 ポイント 4 戸以上・・・7 ポイント 3 戸以上・・・5 ポイント 2 戸以上・・・3 ポイント 1 戸以上・・・1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数の増加について 5 戸以上・・・9 ポイント 4 戸以上・・・7 ポイント 3 戸以上・・・5 ポイント 2 戸以上・・・3 ポイント 1 戸以上・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、以下の1 から4 までのいずれかによりポイントを加算 1 受託面積が 6.0ha以上・・・3 ポイント 5.0ha以上・・・2 ポイント 4.0ha以上・・・1 ポイント 2 新たに取り組む場合については、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・・・3 ポイント 2.0ha以上・・・2 ポイント 1.0ha以上・・・1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・・・3 ポイント 2.5ha以上・・・2 ポイント 2.0ha以上・・・1 ポイント 認定農業者数が 3 名以上・・・3 ポイント 2 名以上・・・2 ポイント 1 名以上・・・1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・・・3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・・・3 ポイント 1.00倍以上・・・2 ポイント 0.98倍以上・・・1 ポイント 3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3 ポイント 4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合・・・1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。	
	【食肉処理】	生産性向上	【食肉処理】 (出荷量の増加に関する目標) ・受益農家全体の出荷頭数を1 %以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の1 日当	・受益農家全体の出荷頭数の増加割合について 10.0%以上・・・9 ポイント 7.5%以上・・・7 ポイント 5.0%以上・・・5 ポイント 2.5%以上・・・3 ポイント

		たりの出荷頭数が概ね1,400頭以上（豚換算）とする 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては、受益農家全体の1日当たりの出荷頭数について 1,400頭以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 1,330頭以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 1,190頭以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 （稼働率＝年間処理頭数÷稼働日数(245日)÷処理頭数） 80%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数 1,400頭以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1,120頭未満・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント B S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【食肉処理】 （産地食肉センターの生産性向上に関する目標） ・稼働率を1 %以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、1日当たりの稼働率を80%以上とする。	・1日当たりの稼働率の増加割合について 5 %以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては、1日当たりの稼働率について 90.0%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 87.5%以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 82.5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 （稼働率＝年間処理頭数÷稼働日数(245日)÷処理頭数） 80%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数 1,400頭以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1,120頭未満・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント B S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【食肉処理】（産地食肉センターのコスト削減に関する目標） ・と畜又は部分肉加工等に係るコスト（1頭当たり又は製品等1 k g 当たり）を1 %以上削減	・と畜又は部分肉加工等に係るコスト（1頭当たり又は製品等1 k g 当たり）の削減割合について 2.00%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 1.75%以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 1.50%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 1.25%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント

		1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数) 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント B S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【食肉処理】(産地食肉センターの品質の向上に関する目標) ・ B S E 関連規制への対応、衛生的な処理・加工のための対応、又は環境保全対応を実施	・ B S E 関連規制への対応、衛生的な処理・加工のための対応、又は環境保全対応の実施について ・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数) 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント B S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上	【食肉処理】 (高付加価値化に関する目標) ・ 部分肉仕向割合を1%以上増加	・ 部分肉仕向割合の増加割合について 5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数) 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント B S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性

				が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
	生産性向上	【食肉処理】 (高付加価値化に関する目標) ・高付加価値食肉製品(部分肉より加工度の高い製品をいう。以下同じ。等)の生産量を1%以上 ただし、新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値食肉製品の割合が1%以上		・高付加価値食肉製品の生産量の増加割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・7ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値食肉製品の割合が 5%以上・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・7ポイント 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率=年間処理頭数÷稼働日数(245日)÷処理頭数) 80%以上・・・・・・・・・・3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数 1,400頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 1,120頭未満・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・3ポイント B S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
	【家畜流通】	需要に応じた生産量の確保	【家畜流通】(取引頭数の増加に関する目標) ・家畜市場の年間の家畜取引頭数を1%以上増加	・家畜市場の年間の家畜取引頭数の増加割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・7ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する家畜市場の年間取引頭数 15千頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 10千頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 8千頭以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント

		需要に応じた生産量の確保	【家畜流通】(家畜の流通コスト低減に関する目標) ・牛換算100頭当たり取引コストを1%以上削減	・牛換算100頭当たり取引コストの削減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・7ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、次の又はによりポイントを加算 - 事業を実施する家畜市場の年間取引頭数 15千頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 10千頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 8千頭以上・・・・・・・・・・1ポイント - 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・3ポイント - 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント
	【新規就農促進、経営育成】	生産性向上	【新規就農促進、経営育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (新規就農促進) ・家畜飼養頭数が、事業実施地区を含む地域の平均値の70%以上	・家畜飼養頭数について、事業実施地区を含む地域の平均値の70%に対する割合について 160%以上・・・・・・・・・・9ポイント 140%以上・・・・・・・・・・7ポイント 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 110%以上・・・・・・・・・・3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、(ア)又は(イ)のいずれかについてポイントを加算 (ア)現状の事業実施地区を含む地域の家畜飼養頭数の平均値が平成18年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 ・・・・・・・・・・3ポイント - 全国平均値以上の場合・・・・・・・・2ポイント - 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 ・・・・・・・・・・1ポイント (イ)事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ、新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・・・・・・3ポイント - 新規就農促進のための計画を策定している、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・・・・・・2ポイント - 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数(受益認定就農者とは、「青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)第4条第4項に規定する者を言う。以下同じ)について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント
		生産性向上	【新規就農促進、経営育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (新規就農促進) ・農用地面積が事業実施地区を含む地域の平均	・農用地面積について、事業実施地区を含む地域の平均値の70%に対する割合について

			値の70%以上 160%以上・・・9ポイント 140%以上・・・7ポイント 120%以上・・・5ポイント 110%以上・・・3ポイント 100%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、（ア）又は（イ）のいずれかについてポイントを加算 （ア）現状の事業実施地区を含む地域の平均値（農用地面積）が平成18年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 ・・・3ポイント 全国平均値以上の場合・・・2ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 ・・・1ポイント （イ）事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ、新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・3ポイント 新規就農促進のための計画を策定している、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・2ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】（離農跡地等の活用促進に関する目標） （新規就農促進） ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中（1～3年目）の農業所得の平均より4%以上増加	・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中1～3年目の農業所得の平均に対する増加割合について 12%以上・・・9ポイント 10%以上・・・7ポイント 8%以上・・・5ポイント 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、（ア）又は（イ）のいずれかについてポイントを加算 （ア）現状の事業実施地区を含む地域の平均値（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成18年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 ・・・3ポイント 全国平均値以上の場合・・・2ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 ・・・1ポイント （イ）事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・3ポイント 新規就農促進のための計画を策定しているか、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・2ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント	
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】（離農跡地等の活用促進に関する目標） （規模拡大）		

		・家畜飼養頭数又は農用地面積が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示される効率的かつ安定的な農業経営の目標規模以上 ・農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示される効率的かつ安定的な農業経営の目標規模に対する家畜飼養頭数又は農用地面積の割合について 160%以上・・・・・・・・・・9ポイント 140%以上・・・・・・・・・・7ポイント 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 110%以上・・・・・・・・・・3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算 ・農業振興地域整備計画に示されている効率的かつ安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3ポイントを加算 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】（離農跡地等の活用促進に関する目標）（規模拡大） ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中（1～3年目）の農業所得の平均より4%以上増加	・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中（1～3年目）の農業所得の平均に対する増加割合について 12%以上・・・・・・・・・・9ポイント 10%以上・・・・・・・・・・7ポイント 8%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え以下によりポイントを加算 ・農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3ポイントを加算 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】（離農跡地等の活用促進に関する目標）（規模拡大） ・前経営からの規模拡大割合（家畜飼養頭数）について10%以上増加	・前経営からの規模拡大割合（家畜飼養頭数）について 50%以上・・・・・・・・・・9ポイント 40%以上・・・・・・・・・・7ポイント 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算 ・農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3ポイントを加算 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

		ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標) 事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数が現状より2名以上増加	・事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数の増加数について 10名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標) 事業実施地区を含む地域における研修受講者が現状より2%以上増加	・事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数の増加数について 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標) ・年間受講計画(受講者数)の達成度が100%以上	・年間受講計画(受講者数)の達成度が100%以上 120%以上・・・9ポイント 115%以上・・・7ポイント 110%以上・・・5ポイント 105%以上・・・3ポイント 100%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して 12%以上・・・3ポイント 8%以上・・・2ポイント 4%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】(ヘルパー組合等の統合及び活用促進に関する目標) (ヘルパー組合等の統合) ・ヘルパー組合等の作業受託年間のべ稼働日数が現状より5%以上増加	・ヘルパー組合等の作業受託年間のべ稼働日数の増加割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】(ヘルパー組合等の統合及び活用促進に関する目標) (ヘルパー組合等の統合) ・ヘルパー組合等の作業受託単価が現状より2.5%以上削減	・ヘルパー組合等の作業の受託単価の削減割合について 12.5%以上・・・9ポイント 10.0%以上・・・7ポイント 7.5%以上・・・5ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 2.5%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント

	【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 の選択は必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 （肉用牛飼養の低コスト化に関する目標） 肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減	・肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
		生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 （肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標） 肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減	・肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の）及び（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合

				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供 給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都 道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生 産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、 緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	需 要 に 応 じ た 生 産 量の確保	【国産原材料供給円滑化 対策（牛肉）】 （外食・加工へ流通する 銘柄肉用牛の生産頭数の 増加割合に関する目標） 外食・加工へ流通する 銘柄肉用牛の生産頭数 の増加割合が現況より も7%以上増加	・外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供 給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都 道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生 産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、 緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。	
	【国産原材 料供給円滑 化対策（豚 肉）】 の選択 は必須	生 産 性 向 上	【国産原材料供給円滑化 対策（豚肉）】 （豚飼養の低コスト化に 関する目標） 肥育豚1頭当たり生産 コストを6%以上削減	・肥育豚1頭当たり生産コストの削減割合について 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイント を加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加

		算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 （豚飼養の省力化に関する目標） 肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減	・肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・9ポイント 21%以上・・・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の）及び（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。

			需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保 【国産原材料供給円滑化 対策（豚肉）】 （ 外 食 ・ 加 工 へ 流 通 す る 銘 柄 肉 豚 の 生 産 頭 数 の 増 加 割 合 に 関 す る 目 標 ） 外 食 ・ 加 工 へ 流 通 す る 銘 柄 肉 豚 の 生 産 頭 数 の 増 加 割 合 が 現 況 よ り も 7 % 以 上 増 加	・ 外 食 ・ 加 工 へ 流 通 す る 銘 柄 肉 豚 の 生 産 頭 数 の 増 加 割 合 に つ い て 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9 % 以 上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7 % 以 上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外 食 ・ 加 工 へ 流 通 す る 銘 柄 肉 豚 の 生 産 頭 数 の 割 合 に つ い て 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給 元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0 % 以 上1.5%未 満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都 道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生 産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、 緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	【国産原材 料供給円滑 化対策（鶏 肉）】 の選択 は必須	生 産 性 向 上	【国産原材料供給円滑化 対策（鶏肉）】 （ 肉 用 鶏 飼 養 の 低 コ ス ト 化 に 関 す る 目 標 ） ブロイラー100羽当 たり生産コストを8 % 以 上削減	・ ブロイラー100羽当たり生産コストの削減割合について 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 8 % 以 上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを 加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供 給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0 % 以 上1.5%未 満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都 道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生 産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、 緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
		生 産 性 向 上	【国産原材料供給円滑化 対策（鶏肉）】 （ 肉 用 鶏 飼 養 の 省 力 化 に 関 す る 目 標 ） ブロイラー100羽当 たり労働時間を13%以上 削減 ただし、新たに取り 組む場合にあっては、	・ ブロイラー100羽当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

				地域の平均値より13%以上削減 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区のプロイラー100羽当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保	【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合に関する目標） 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加			・外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の増加割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給

			元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 （馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） 生産コストを5%以上削減	・生産コストの削減割合について 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 （馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） 労働時間を5%以上削減	・労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の）及び（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数の割合について ）受益頭羽数の占める割合が50%以上 ）受益頭羽数の占める割合が25%以上 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取

				組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
		需 要 に 応 じ た 生 産 量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 （外食・加工へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の増加割合に関する目標） 特定の外食・加工業者へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産頭羽数の増加割合が現況よりも7%以上増加	・特定の外食・加工へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の増加割合について 15%以上 9 ポイント 13%以上 7 ポイント 11%以上 5 ポイント 9%以上 3 ポイント 7%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 特定の外食・加工業者へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の割合について 20%以上 3 ポイント 15%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
飼料基盤活 用の促進	【飼料基盤 活用の促進】 いずれか 2つまで選 択可能。	生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 （飼料自給率の増加に関する目標） ・飼料自給率を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より5%以上増加	・飼料自給率の増加割合について 25%以上 9 ポイント 15%以上 7 ポイント 10%以上 5 ポイント 7%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあつては、事業実施地区を含む地域における飼料自給率の平均値に対する増加割合について 25%以上 9 ポイント

					15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。 ・飼料自給率の増加割合について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域における飼料自給率の平均値に対する増加割合について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、事業実施地区を含む地域で算出された数値を用いても可。）に対して 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、新たにに取り組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算 ア 主として取り組む地域が飼料増産重点地区である・・・・・・・・・・3ポイント イ 事業参加者の計画飼料作物作付け面積の平均値が、直近の北海道・都府県の平均に対して 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ウ 事業参加者の計画飼料自給率の平均値が、直近の全国の平均に対して 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実である者又は公共牧場が 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・・・・3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者（強い農業づくり交付金実施要領別記 の第3の2の（2）に定める複数人の農業者をいう。以下同じ。）が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 （飼養頭数の増加に関する目標） ・家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）を1%以上増加 ただし、新たにに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より1%以上の増加	・家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）の増加割合について	15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては、家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合	

					について 15%以上 9 ポイント 10%以上 7 ポイント 5 %以上 5 ポイント 3 %以上 3 ポイント 1 %以上 1 ポイント ただし、遊休農地等を 1 ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。 ・家畜飼養頭数（公共牧場にある場合は、利用頭数）の増加割合について 5 %以上 9 ポイント 4 %以上 7 ポイント 3 %以上 5 ポイント 2 %以上 3 ポイント 1 %以上 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合にあっては、家畜飼養頭数（公共牧場にある場合は、利用頭数）が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合について 5 %以上 9 ポイント 4 %以上 7 ポイント 3 %以上 5 ポイント 2 %以上 3 ポイント 1 %以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、地域で算出された数値を用いても可。）に対して 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント 又は、新たに取組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算 ア 主として取組む地域が飼料増産重点地区である 3 ポイント イ 事業参加者の計画飼料作物作付け面積の平均値が、直近の北海道・都府県の平均に対して 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント ウ 事業参加者の計画飼料自給率の平均値が、直近の全国の平均に対して 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実である者又は公共牧場が 80%以上 3 ポイント 60%以上 2 ポイント 40%以上 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。			
生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 （良質なたい肥の農地還元量増加に関する目標） ・良質なたい肥の農地還元量の 5 %以上向上 ただし、新たに取組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域平均値より 5 %以上の増加	・良質なたい肥の農地還元量の向上割合について	25%以上 9 ポイント	15%以上 7 ポイント	10%以上 5 ポイント	7 %以上 3 ポイント	5 %以上 1 ポイント	又は、

・新たに取り組む場合にあっては、良質なたい肥の農地還元量が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合について

25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント

15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。

・良質なたい肥の農地還元量の向上割合について

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント

8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント

7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、

・新たに取り組む場合にあっては、良質なたい肥の農地還元量が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合について

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント

8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント

7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算

飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、地域で算出された数値を用いても可。）に対して

105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、新たに取り組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算

ア 主として取り組む地域が飼料増産重点地区である・・・・・・・・3ポイント

イ 事業参加者の計画飼料作物作付け面積の平均値が、直近の北海道・都府県の平均に対して

105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ウ 事業参加者の計画飼料自給率の平均値が、直近の全国の平均に対して

105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実である者又は公共牧場が

80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算

・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算

本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

生産性向上【飼料基盤活用の促進】飼料作物の低コスト化に関する目標）

・飼料生産コストを2%以上削減

ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より2%以上削減

・飼料生産コストの削減割合について

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント

8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント

6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、

・新たにに取り組む場合にあっては、飼料生産コストが事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。	
・飼料生産コストの削減割合について	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
又は、	
・新たにに取り組む場合にあっては、飼料生産コストが事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。	
上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	
上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4ポイントを加算	
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。	

生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 （飼料作物の省力化に関する目標） ・労働時間を2%以上削減 ただし、新たにに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より2%以上の削減
-------	---

・労働時間の削減割合について	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
又は、	
・新たにに取り組む場合にあっては、労働時間が事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。	
・労働時間の削減割合について	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
又は、	
・新たにに取り組む場合にあっては、労働時間が事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
上記ポイントに加え、からまでのいずれかによりポイントを加算	
労働時間が直近単年度の北海道・都府県の平均値（ただし、地域で算出された数値を用いてもかまわない）に対して	95%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 105%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
又は、新たにに取り組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算	
ア 主として取り組む地域が飼料増産重点地区である・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント	
イ 計画飼料作物作付け面積（事業参加者平均）が、直近の北海道・都府県の平均に対して	105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
ウ 計画飼料自給率（事業参加者平均）が、直近の全国の平均に対して	105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実であ	

					る者又は公共牧場が 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・ 事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
--	--	--	--	--	---

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
経営力の強化	認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	【経営構造対策】 以下に掲げる 1 又は 2（担い手育成緊急地域の場合は 3 又は 4）の基準を満たしていること	達成すべき成果目標の基準の欄の 1 及び 2（担い手育成緊急地域の場合は 3 及び 4）のそれぞれのポイントの合計 地区選択目標ポイント 地域が自主的に食料・農業・農村基本計画に即した地区選択目標を設定している場合には、1 項目につき 3 ポイントを加算（加算の上限は 6 ポイントまで）
			1 認定農業者の育成 認定農業者数が現在に比べ 50% 以上増加又は当該市町村の過去 5 年間の認定農業者の増加率以上	・認定農業者数の増加率について 75% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 50% 以上 75% 未満・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25% 以上 50% 未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 25% 未満又は皆増・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には 4 ポイントを加算 a 主業農家数に占める目標時の認定農業者数の割合が、現状における当該都道府県の主業農家数に占める認定農業者数の割合以上となる場合 b 計画時から目標年度までの間の認定農業数の増加率が当該市町村における過去 5 カ年間の増加率以上の場合(皆増の場合も含む。)
			2 担い手への農地の利用集積 担い手農地利用集積率が 60% 以上に達する又は現状より 10 ポイント以上増加	・担い手農地利用集積率の増加について 15 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 10 ポイント以上 15 ポイント未満・・・・・・・・ 6 ポイント 5 ポイント以上 10 ポイント未満・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には 4 ポイントを加算 a 目標とする担い手農地利用集積率が当該都道府県の担い手農地

				利用集積率の現状値を上回る場合 b 担い手農地利用集積率の目標値が60%以上の場合 c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね2ha（中山間地域等にあつては、おおむね1ha）以上の連担地の形成がなされた面積の割合が5ポイント以上増加する目標を設定する場合
			（担い手育成緊急地域の場合）	
		3 認定農業者等の育成 認定農業者数が現在に比べ1名以上増加、農業生産法人を1組織以上設立又は20ha（中山間地域等にあつては、10ha）以上の農業経営の規模を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立		・認定農業者等の増加について 認定農業者数が4名以上増加・・・・・・・・・・8ポイント 農業生産法人を1法人以上設立・・・・・・・・・・8ポイント 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を 1組織以上設立・・・・・・・・・・8ポイント 認定農業者数が3名増加・・・・・・・・・・6ポイント 認定農業者数が2名増加・・・・・・・・・・4ポイント 認定農業者数が1名増加・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算 ・ 目標年度までに農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する計画を有する認定農業者数が1名以上増加する場合 ・ 目標年度までに法人化する計画を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を設立する場合 （注）特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、20ha（中山間地域等にあつては、10ha）以上の農業経営の規模を有するものに限る。
		4 担い手への農地の利用集積		・担い手農地利用集積率の増加について

		担い手農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加	7.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上7.5ポイント未満・・・・・・・・6ポイント 2.5ポイント以上5ポイント未満・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算 ・ 担い手農地利用集積率の目標値が30%以上の場合 ・ 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね1ha（中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha）以上の連担地の形成がなされた面積の割合が2.5ポイント以上増加する目標を設定する場合
		【集落営農育成・確保緊急整備支援】 以下に掲げる1から3のいずれかの基準を満たしていること	達成すべき成果目標基準の欄の1から3のポイントの合計
		1 集落営農の組織化 集落営農組織を1組織以上設立、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立、特定農業法人を1法人以上設立	・ 集落営農の組織化について 集落営農組織を1組織以上設立する場合、4ポイント加算 上記のポイントに加え、次の 及び によりポイントを加算。 集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算 特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人 集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha（中山間地域等にあつては、おおむね10ha）以上である場合には、4ポイント加算
		2 水田・畑作経営所得安定対策への加入	・ 集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指す場合、8ポイント加算

		集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指すこと	既存の組織が該当する場合には、上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。 集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算 特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人 集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha（中山間地域等にあつては、おおむね10ha）以上である場合には、4ポイント加算
		3 集落営農組織への農用地の利用集積 集落営農組織における農用地利用集積率の目標値50%以上で現状より10ポイント以上増加	・ 集落営農組織への農用地利用集積率の増加について 40ポイント以上の場合・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上40ポイント未満の場合・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上15ポイント未満の場合・・・・・・・・4ポイント 10ポイント未満の場合・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかに該当する場合には、2ポイントを加算 ・ 集落営農組織への農用地利用集積率が現状30%以上である場合 ・ おおむね1ha（中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha）以上の新たな連担地の形成を図る場合
	新規就農の促進等担い手育成の推進	【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】	達成すべき成果目標の基準の欄の1、2、3のそれぞれのポイントに以下の新規就農促進ポイントを加えた合計 新規就農促進ポイント 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合には、一律6ポイント加算
	新規就農者の育成・確保成・確保	1 新規学卒就農者率の向上	・ 卒業生に占める新規就農者の割合の増加について

			卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加 （要綱別表のメニュー欄のアのうち(カ)及びイ以外を実施する場合）	6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上6ポイント未満・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上4ポイント未満・・・・・・・・4ポイント 2ポイント未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大きい場合
		2	普及指導課題の解決 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題が解決されること （要綱別表のメニュー欄のアの(カ)を実施する場合）	・重点課題における普及指導課題の解決割合について 80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 60%以上80%未満・・・・・・・・6ポイント 40%以上60%未満・・・・・・・・4ポイント 40%未満・・・・・・・・・・2ポイント
		3	新規就農者等の育成 当該地域において新規就農者が育成されること （要綱別表のメニュー欄のイの(イ)を実施する場合）	・当該地域において育成された新規就農者数について 9名以上・・・・・・・・・・8ポイント 6名～8名・・・・・・・・・・6ポイント 3名～5名・・・・・・・・・・4ポイント 3名未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場合
			当該地域における農業者のうち研修受講者数が現状より増加 （要綱別表のメニュー欄のイの(ア)を実施する場合）	・研修受講者の増加数について 80名以上・・・・・・・・・・8ポイント 40名～79名・・・・・・・・・・6ポイント 10名～39名・・・・・・・・・・4ポイント 10名未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合



政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント	
食品流通の 合理化	卸売市場施設整備の推進 「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できる。	安全・安心な市場流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つの政策目標内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一の政策目標内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成若しくは取得を行う場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の改良、造成若しくは取得を行う場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保する
			【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過	・超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント	
			【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント	

	【品質管理の高度化】 ・ B S E 対策に対応した整備を実施 ・ 卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施	・ B S E 対策に係る施設の整備・・・7ポイント ・ 卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント	ための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・ 民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・ 出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算 ・ 食料供給コスト縮減アクションプラン(平成18年9月)の別添「重点的に取り組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
効率的な市場流通	【集荷力の向上】 ・ 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・ 取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つの政策目標内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。

			【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント	同一の政策目標内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)
			【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント	・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的

			に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・地方市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算
	【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	・指標の取扱数量（又は指標の取扱数量）以上となるのが連携後3年以内 ・・・7ポイント - 連携後4年又は5年 ・・・3ポイント	・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算
	【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先	・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合

			市場との転送に係る取扱数量は控除する)	・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取り組むべき課題に係る取組」の3のうち「卸売市場の改革」及び「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
--	--	--	---------------------	---

[共通加算ポイント]

次に掲げる項目に該当がある場合、1項目該当するごとに1ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第9に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合

別表 3

政策目的	政策目標	配分の考え方	
経営力の強化	新規就農者の育成・確保	道府県農業大学校等における多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置に伴う体制整備等を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を事業実施主体ごとの獲得ポイントとする。	
		多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標	ポイント
		80%以上	8
		60%以上80%未満	6
		40%以上60%未満	4
		40%未満	2
		上記のポイントに加算するポイント	ポイント
		目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上	4
		就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置	4

別表 4

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき 成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進 同じ取組名の中から1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関連する施設・機械等の整備等は、2つの成果を1つ選択。	【地産地消】	需要に応じた生産量の確保	【地産地消】 地産地消の取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、及びのうち1つを選択する。 (農畜産物の生産された地域における販路拡大に関する目標) 事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、全出荷量又は出荷額に占める割合を5%以上確保するものとする。 最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内で行われることが、出荷時に把握されている農畜産物に限る。 (地場産物の使用割合の拡大に関する目標) 事業実施主体が所在する都道府県内のうち事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における地場産物の使用割合(食材品目ベース)を3ポイント以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における全食材品目に対する地場産物の使用合(食材品目ベース)を10%以上確保するものとする。	・事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の全体に占める割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント ・事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合(食材数ベース)の増加について 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合(食材数ベース)について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事

			業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・ 1 ポイント
	(農畜産物のその生産された地域における販売増加に関する目標)	事業実施主体が所在する都道府県内の管轄区域内の直売所等における地場産物の販売額を 5 % 以上増加 ただし、新たに 取り組む場合にあつては、管轄区域内の直売所等における全農産物の販売額に対する地場産物の販売額の割合を 5 % 以上確保するものとする。 ・事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売所等における販売額又は販売量の増加割合について 25%以上・・・ 9 ポイント 20%以上・・・ 7 ポイント 15%以上・・・ 5 ポイント 10%以上・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・ 1 ポイント - 又は、 ・新たに取り組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売所等における販売額又は販売量の全体に占める割合について 25%以上・・・ 9 ポイント 20%以上・・・ 7 ポイント 15%以上・・・ 5 ポイント 10%以上・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上・・・ 3 ポイント 10%以上・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・ 1 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・ 1 ポイント	
【農畜産物販路拡大】	需要に応じた生産量の確保	【農畜産物販路拡大】 ・海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加 ただし、新たに	・海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 100%以上・・・ 9 ポイント 90%以上・・・ 7 ポイント 80%以上・・・ 5 ポイント 70%以上・・・ 3 ポイント 60%以上・・・ 1 ポイント - 又は

				取り組む場合にあっては、海外向け販路拡大に係る出荷量又は出荷額の全出荷量又は出荷額に占める割合が3%以上 各作物等の目標と合わせて選択可能	・新たに取り組む場合、海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額が全体に占める割合について 15%以上・・・9ポイント 12%以上・・・7ポイント 9%以上・・・5ポイント 6%以上・・・3ポイント 3%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・輸出継続年数について 5年以上継続・・・3ポイント 3年以上継続・・・2ポイント 1年以上継続・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント ・既に6年以上継続して農畜産物の輸出に取り組んでいる場合にあっては、海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る輸出量又は出荷額を10%以上増加 各作物等の目標と合わせて選択可能 ・海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 50%以上・・・9ポイント 40%以上・・・7ポイント 30%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 輸出継続年数について 11年以上継続・・・3ポイント 9年以上継続・・・2ポイント 7年以上継続・・・1ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
経営力の強化	新規就農の促進等担い手育成の推進		新規就農者の育成・確保	【道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進】	以下に掲げるポイントの合計 研修修了者に占める新規就農者の割合

				離職就農者等の育成 新たな研修教育課程 修了者が新規就農す ること	80%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 60%以上80%未満・・・・・・ 6 ポイント 40%以上60%未満・・・・・・ 4 ポイント 40%未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には以下のポイントを加算 ・目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
--	--	--	--	--	---

〔 共通加算ポイント 〕
次に掲げる項目に該当がある場合、 1 項目該当することに 1 ポイント加算する。

耕作放棄地対策
産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第 9 に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策
地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策
地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合

別表 5

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合推進	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】	品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（品質の向上に関する目標） ・契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5カ年中3カ年平均又は前3カ年平均）の割合を上回る。	・契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（％）が事業開始年の前年（前5カ年中3カ年平均）の割合（％）に対して ・Aランクの評価数量の割合が前年（前5カ年中3カ年平均又は前3カ年平均）の割合以上の場合 10ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90％以上 9ポイント 8ポイント以上増加 7ポイント 6ポイント以上増加 5ポイント 4ポイント以上増加 3ポイント 2ポイント未満増加 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状のAランクの評価数量の割合 90％以上 3ポイント 85％以上 2ポイント 80％以上 1ポイント 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも1つの技術、又は地下水位制御システムを導入 3ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前3カ年中の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。） 110％以上 3ポイント 105％以上 2ポイント 100％以上 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上 2ポイント 0％以上1.5％未満 1ポイント 、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
			品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（新品種の作付面積の増加に関する目標） ・事業実施地区における麦の新品種（注）の作付面積を2％以上増加 ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2％以上確保するものとする。 （注）平成11年以降に育成された品種	・事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について 20％以上 9ポイント 15％以上 7ポイント 10％以上 5ポイント 5％以上 3ポイント 2％以上 1ポイント - 又は、 ・新たにに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について 10％以上 9ポイント 8％以上 7ポイント 6％以上 5ポイント 4％以上 3ポイント 2％以上 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が 20％以上 3ポイント

				15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも 1 つの技術、又は地下水水位制御システムを導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前 3 カ年中の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。） 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年 5 月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして 4 ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物（麦））】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（麦））】 （処理量の増加に関する目標） ・農産物処理加工施設における国産農産物の処理量の割合を 3 ポイント以上増加	・国産農産物の処理量の増加について 15ポイント以上又は現状の国産農産物処理量の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・現状の国産農産物の使用量の割合 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年 5 月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産	

			・事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対策（大豆）】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））】（大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標） ・国産大豆の契約栽培割合（数量割合）が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。	・事業実施主体（加工施設の場所）の大豆の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 又は、 ・新たに取組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の大豆の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 或いは ・事業実施主体（加工施設の場所）が既に産地と行っている大豆の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント - 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 ・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去5年以上の契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が使用する大豆の等級のうち、過去3年間に1等、2等の平均使用割合が以下の場合には、ポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 事業実施主体（加工施設の場所）が契約栽培の際に、契約条件として数量以外に、60kg当たりの価格が契約内容に含まれる場合には、以下のポイントを加算 契約内容に価格が含まれる場合・・・・・・・・ 3 ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。

				12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記、にかかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
		【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））】（大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標） ・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。		・事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 或いは ・事業実施主体（加工施設の場所）が既に国産大豆を使用している場合、その使用量の割合について、事業開始年の前年の割合が 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 ・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去5 年以上国産大豆を使用している場合、国産大豆の使用量の増加割合が5 年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の過去3 年間の販売量の増加割合が、3 年前と比較して以下の場合には、ポイントを加算 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の製造コストが、事業開始年の前年と比較して以下のように削減される見込みの場合には、ポイントを加算 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記、にかかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対	需要に応じた生産量の	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
					にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 （新たな茶種の導入に関する目標） ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の割合を5 %以上増加 茶種とは、玉露、かぶせ茶、てん茶、せん茶、玉緑茶等とする。 ただし、新たに取組む場合にあっては、全体に占める割合を5 %以上確保するものとする。				・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・過去5 年間ににおける事業対象農産物の従来とは異なる茶種の増加割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・経営面積のうち茶の経済樹齢（3 4 年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（3 4 年）以下の面積が全体に占める割合について） 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。

			事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた品質の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 （新たな共同栽培管理の実施に関する目標） ・全作付面積に占める共同栽培管理を5 %以上実施 ただし、共同栽培管理とは、共同で行う摘採、防除又は施肥方法の調整の他、地域の実情に応じ設定するものとする。	・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・共同的な摘採、防除、施肥について 3 つ実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 つ実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 つ実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。	
需要に応じた品質の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 （茶の樹齢構成の適正化に関する目標） ・需要に応じ、経営面積のうち茶の経済樹齢（3 4 年）以下の割合を5 %以上増加。 ただし、経済樹齢（3 4 年）以下	・経営面積のうち茶の経済樹齢（3 4 年）以下の割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は	

					の茶樹が全体に占める割合を5%以上確保するものとする。 ・新たに取組む場合、茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間に於ける茶の経済樹齢（34年）以下の面積の増加割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント - 新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上・・・3ポイント 13%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント - 又は、 新たに取組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たに取組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） 9ポイント以上・・・3ポイント 7ポイント以上・・・2ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント ・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント - 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント 、にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
--	--	--	--	--	--

				【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 及び の選択を必須とする。	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】（コスト削減に関する目標） 単位面積当たり費用合計を５％以上削減	・当該品目の10 a 当たり費用合計の削減について 20％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 16％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 13％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント 3 ポイントを加算。 ただし、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に 1 回以上、受益農家から、品目別コスト削減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年 3 月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第 2 に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0％以上1.5％未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
				生産性向上	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】（労働時間の削減に関する目標） 単位面積当たり労働時間を５％以上削減	・当該品目の10 a 当たり労働時間の削減について 25％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの労働時間の削減について 10％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス^{注)}・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 注) 超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年 4 月 1 日付け16生産第8262号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記の の第 1 にで規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね60％以下の価格であるものをいう。以下同じ。 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算

				本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(単収の増加に関する目標) 単位面積当たり収量を5%以上増加	・当該品目の10 a 当たり収量の増加について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの単収の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ポイント - 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント - 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント - 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。	
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(契約取引の推進に関する目標)		

					全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加 ・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上・・・・3ポイント 20%以上・・・・2ポイント 10%以上・・・・1ポイント 以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・3ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・2ポイント 3人以上・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・1ポイント 、にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 （加工向け出荷量の増加に関する目標） 全出荷量又は全栽培面積に占める加工向け出荷量の割合を3ポイント以上増加				・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 15ポイント以上・・・・9ポイント 12ポイント以上・・・・7ポイント 9ポイント以上・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が 12%以上・・・・3ポイント 9%以上・・・・2ポイント 6%以上・・・・1ポイント 以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検

					討を行う。 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、 にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 （加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標） 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を 2 % 以上増加			・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料又は販売金額の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 ~ のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、 3 つに該当する場合は 3 ポイント、 2 つに該当する場合は 2 ポイント、 1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の 1 戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活

				用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント 、 にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 、 及び の中から1つを選択する。 つとを必須とする。	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】（コスト削減に関する目標） 以下のいずれか1つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を5%以上削減 ・流通コストを5%以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41%以上 9 ポイント 31%以上 7 ポイント 21%以上 5 ポイント 11%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント 又は、 ・当該品目の流通コストの削減について 41%以上 9 ポイント 31%以上 7 ポイント 21%以上 5 ポイント 11%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算 （1）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、（2）及び（3）に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 （2）事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント （3）事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント （2）（3）にかかわらず、加工・業務用野菜^{注）}については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 注）「加工・業務用野菜」とは、以下の要件をすべて満たしている品目のうち、輸入急増野菜に該当する品目を除くものをいう。以下同じ。 野菜のうち、「加工・業務用需要向けの野菜の生産拡大について」（平成19年7月9日付け19生産第2557号農林水産省野菜課長通知。以下「加工・業務用通知」という。）の2の（1）に規定する戦略的重点品目又は都道府県の戦略的重点品目であること。 の品目について「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2の規定に基づき、加工・業務用需要への取組を拡大しようとする産地強化計画を策

		定していること。 産地強化計画について、加工・業務用通知の2の(2)により実施した点検・評価の結果、類型 又は に区分された産地であること。
生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(労働時間の削減に関する目標) 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1)事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a当たりの収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) (2)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント (3)以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (6)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (5)(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(契約取引の推進に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加	・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算 (1)当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

					(2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は3 ポイント、2 つに該当する場合は2 ポイント、1 つに該当する場合は1 ポイントを加算。 現状の当該品目の1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3 つまでの成果目標のうちの1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(6) 及び(7) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。 (6) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき1 回の加算とする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 （加工向け出荷量の増加に関する目標） 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5 ポイント以上増加			・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1) ～ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は3 ポイント、2 つに該当する場合は2 ポイント、1 つに該当する場合は1 ポイントを加算。 現状の当該品目の1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。

					ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (5)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (6)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (7)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (6) (7)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】 (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標) 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加			・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算 (1)以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント (2)事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント (4)以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合

			・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(6) 及び (7) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (6) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント (7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント (6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
【原油高騰対策（施設園芸・花き）】	生産性向上	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））（施設園芸における省エネルギー化に関する目標） ・施設園芸における燃料使用量を10%以上低減	・施設園芸における燃料使用量の削減について 18%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 9 ポイント 16%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 7 ポイント 14%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 12%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） 次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践 カ 廃熱回収機の利用 キ 多段式サーモの利用 ク 循環扇の利用 ケ トンネル被覆の利用 コ 高保温性被覆資材の利用 サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙 1 第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用 上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 年間の燃油消費量等について台帳をつけている ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（果樹については、果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。また、野菜については、野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。）について 12人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント

			0 % 以上1.5%未満・ 1 ポイント
	需要に応じた生産量の確保	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標） ・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制	・施設園芸における供給量の減少割合について 5 % 以内・ 9 ポイント 10% 以内・ 7 ポイント 15% 以内・ 5 ポイント 20% 以内・ 3 ポイント 25% 以内・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10 a 当たりの供給量について、 都道府県平均の110%以上・ 3 ポイント 都道府県平均の105%以上・ 2 ポイント 都道府県平均以上・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（果樹については、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数とする。また、野菜については、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数とする。）について 12人以上・ 2 ポイント 3人以上・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・ 2 ポイント 0 % 以上1.5%未満・ 1 ポイント
	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機））】 【原油高騰対策（農業機械等（田植機））】 【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン））】 【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））】 【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））】 【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶））】 【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ））】 【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種））】	【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を12%以上低減 ・燃油の使用量の低減割合について 26% 以上・ 9 ポイント 22.5% 以上・ 7 ポイント 19% 以上・ 5 ポイント 15.5% 以上・ 3 ポイント 12% 以上・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・ 2 ポイント 3人以上・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・ 2 ポイント 0 % 以上1.5%未満・ 1 ポイント

		【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収獲））】 【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】 【原油高騰対策（農業機械等（その他））】 【原油高騰対策（農業機械等（省エネルギー農業機械等導入））】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（田植機））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を22%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント
			生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を14%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を16%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 20%以上・・・9ポイント 19%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 17%以上・・・3ポイント 16%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 24%以上・・・9ポイント 23%以上・・・7ポイント 22%以上・・・5ポイント 21%以上・・・3ポイント 20%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・	

			地域特産物（茶））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10％以上低減	・荒茶加工施設の燃油の使用量の低減割合について 19％以上・ ・ ・ ・ ・ 9 ポイント 17％以上・ ・ ・ ・ ・ 7 ポイント 15％以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 13％以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 10％以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 又は ・茶複合管理機の燃油の使用量の低減割合について 32％以上・ ・ ・ ・ ・ 9 ポイント 30％以上・ ・ ・ ・ ・ 7 ポイント 28％以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 26％以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 24％以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3 人以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 0 ％以上1.5％未満・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ）））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10％以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 14％以上・ ・ ・ ・ ・ 9 ポイント 13％以上・ ・ ・ ・ ・ 7 ポイント 12％以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 11％以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 10％以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3 人以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5％以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 0 ％以上1.5％未満・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント		
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）			

		・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 ・燃油の使用量の低減割合について 40%以上・・・9ポイント 32.5%以上・・・7ポイント 25%以上・・・5ポイント 17.5%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2 作業工程でつけている・・・2ポイント 1 作業工程でつけている・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 30%以上・・・9ポイント 25%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2 作業工程でつけている・・・2ポイント 1 作業工程でつけている・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ・・・3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 26%以上・・・9ポイント 22%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 14%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2 作業工程でつけている・・・2ポイント 1 作業工程でつけている・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算

				・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（その他））】 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減	・燃油の使用量の低減割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント		
生産性向上	原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入）） （農業機械等の利用にかかる労働時間の目標） ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制	・10アール当たり労働時間の増加割合について 0 %以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5 %以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10 a 当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 都道府県平均の98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 都道府県平均以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント		

		【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 の選択は必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 （肉用牛飼養の低コスト化に関する目標） 肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減	・肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
		生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 （肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標） 肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減	・肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	

				上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 （外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合に関する目標） 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加		・外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合について 15%以上 9ポイント 13%以上 7ポイント 11%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 7%以上 1ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の割合について 20%以上 3ポイント 15%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 の選択は必須	生産性向上 【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 （豚飼養の低コスト化に関する目標） 肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減		・肥育豚1頭当たり生産コストの削減割合について 11%以上 9ポイント 9%以上 7ポイント 8%以上 5ポイント 7%以上 3ポイント 6%以上 1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の

		認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 （豚飼養の省力化に関する目標） 肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減	・肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント （ア）の ）又は（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント （ア）直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について ）受益頭数の占める割合が50%以上 ）受益頭数の占める割合が25%以上 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 （外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合に関	

			する目標） 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加	・外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 の選択は必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （肉用鶏飼養の低コスト化に関する目標） ブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減	・ブロイラー100羽当たり生産コストの削減割合について 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
		生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （肉用鶏飼養の省力化に関する目標） ブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取組む場合にあっては、地域の平均値より13%以上削減	・ブロイラー100羽当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 （ア）の ）及び（イ）の ）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

					(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント (ア)直近3年間の当該地区のプロイラー100羽当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合に関する目標） 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加				・外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の増加割合について 15%以上 9 ポイント 13%以上 7 ポイント 11%以上 5 ポイント 9%以上 3 ポイント 7%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の割合について 20%以上 3 ポイント 15%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント

			、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】（馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） 生産コストを5%以上削減	・生産コストの削減割合について 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】（馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） 労働時間を5%以上削減	・労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）の）及び（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント （ア）の）又は（イ）の）を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント （ア）直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について ）直近3年間の全国平均値の90%以下 ）直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 （イ）直近3年間の当該地区の平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数の割合について ）受益頭羽数の占める割合が50%以上 ）受益頭羽数の占める割合が25%以上 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合

				・・
--	--	--	--	---

				ただし、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に１回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。 上記ポイントに加え、（１）に該当する場合はポイントを加算 （１）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、４ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（労働時間の削減に関する目標） 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を５％以上削減			・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 31％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 21％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 11％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記に加え、（１）（２）又は（３）のいずれかによりポイントを加算 （１）事業実施主体として、以下の から までのうち、３つ全てに該当する場合は３ポイント、２つに該当する場合は２ポイント、１つに該当する場合は１ポイントを加算 現状の当該品目の10 a 当たり労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10 a 当たり収量が「野菜生産出荷統計」若しくは「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（１日５皿分（350 g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。） （２）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント （３）以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、（４）に該当する場合はポイントを加算 （４）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された３つまでの成果目標のうちの１つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、４ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を２つ掲げた場合であっても、１つの事業計画につき１回の加算とする。
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（契約取引の推進に関する目標） 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を５ポイント以上増加			・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記に加え、（１）～（４）のいずれかによりポイントを加算 （１）当該品目の現状の契約取引割合が 30％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 20％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10％以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント （２）事業実施主体として、以下の から までのうち、３つ全てに該当する場合は３ポイント、２つに該当する場合は２ポイント、１つ

					に該当する場合は1ポイントを加算 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと （３）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント （４）以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、（５）に該当する場合はポイントを加算 （５）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 （加工向け出荷量の増加に関する目標） 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加			・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記に加え、（１）～（４）のいずれかによりポイントを加算 （１）当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント （２）事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと （３）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント （４）以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、（５）に該当する場合はポイントを加算

				(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 （加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標） 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を 2 % 以上増加		・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 10 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記に加え、(1) ～ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について 8 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。
【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減		・燃油の使用量の低減割合について 14 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 13 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 12 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3 作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 作業工程でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 作業工程でつけている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

				上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】（農業機械等の利用にかかる労働時間の目標） ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制	・10アール当たり労働時間の増加割合について 0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 5%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 7.5%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10%以下・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10a当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下・・・・・・・・ 3ポイント 都道府県平均の98%以下・・・・・・・・ 2ポイント 都道府県平均以下・・・・・・・・ 1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。	
	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における省エネルギー化に関する目標） ・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減 ・施設園芸における燃料使用量の削減について 18%以上・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） 次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践 カ 廃熱回収機の利用 キ 多段式サーモの利用 ク 循環扇の利用 ケ トンネル被覆の利用 コ 高保温性被覆資材の利用 サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用 上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 年間の燃油消費量等について台帳をつけている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入・・・・・・・・ 3ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事	

				業計画につき 1 回の加算とする。
			輸入急増農 産物におけ る国産シェ アの奪回	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標） 施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制
				- 施設園芸における供給量の減少割合について 5 %以内 9 ポイント 10%以内 7 ポイント 15%以内 5 ポイント 20%以内 3 ポイント 25%以内 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 10 a 当たりの供給量について、 - 都道府県平均の110%以上 3 ポイント - 都道府県平均の105%以上 2 ポイント - 都道府県平均以上 1 ポイント 農業新技術2007（平成19年 4 月 9 日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 - 超低コスト耐候性ハウスの導入 3 ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

〔 共通加算ポイント 〕

次に掲げる項目に該当がある場合、1 項目該当することに 1 ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第 9 に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。
食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合